

令和元年度（平成31年度）

# 集団指導資料

【施設・通所（就労系を除く。）・居住系サービス編】

令和2年3月

岡山県 保健福祉部  
保健福祉課 指導監査室

## 目次

I	報酬に関する事項（総則）	.....	1
II	実地指導における主な指導事項等		
1	はじめに	.....	15
2	主な指摘事項	.....	15
	（1）基本方針に関すること	.....	16
	（2）運営基準に関すること	.....	17
	（3）報酬に係る算定基準に関すること	.....	24
III	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修制度 の改定について	.....	30
IV	参考資料		
1	厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料	.....	35
	（1）障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営 等について	.....	36
	（2）障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切 な運用等について	.....	48
	（3）障害者の地域生活への移行等について	.....	61
	（4）障害者虐待の未然防止・早期発見等について	.....	75



# I 報酬に関する事項(総則)

## ○サービス提供時の報酬の算定

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスを提供した際の報酬の額は、「**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準**(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)平成31年3月25日厚生労働省告示第87号改正」別表の介護給付費等単位数表により算定する単位数に「**厚生労働大臣が定める一単位の単価**(平成18年厚生労働省告示第539号)」を乗じて得た額となる。
- 具体的には、単位数に**10円**を乗じて得た額(基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護、基準該当行動援護については**8.5円**を乗じて得た額)にサービス**提供事業所が所在する地域区分に応じた割合**を乗じて得た額、療養介護については、単位数に10円を乗じて得た額となる。
- 地域区分については、平成30年4月1日時点で、**岡山市が「七級地」、それ以外は「その他」となった。**

「**七級地**」の単価(厚生労働大臣が定める一単位の単価)  
共同生活援助:1000分の1024  
施設入所支援:1000分の1020  
就労継続支援A型・B型:1000分の1017  
上記以外:1000分の1018 ※療養介護は1000分の1000  
※「**その他**」は**すべて1000分の1000**

## ○加算の算定期

- 届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、**届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から**、算定を開始するものとなる。

※平成19年10月からインターネット請求に変わったことに伴い、県においては、各事業所の加算情報を国保連合会へ報告することとなり、県の事業者台帳と事業者の請求情報、市町村の受給者台帳の突合が行われるので、届出については厳重に行うようお願いしたい。

### ■ 前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等の算定の開始時期

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は就労定着支援に係る基本報酬又は加算は、前年度又は前年度末日の実績に応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、**翌年度4月からの基本報酬の算定区分や加算の届出は4月中に届出を行うことを認める。**

なお、当該加算等を4月より新たに算定することについて、**利用者等に十分な説明を行い、周知を図ること。**

## ○事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の取扱い

- **事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善がみられない場合は、当該届出は無効となる**ものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返されるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処することになる。

- また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは、当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、**不当利得になるので返還措置を講ずることとなる。**

※請求における計算ミス等単純なものについては、過誤請求の手続となるため、あらかじめ市町村へ過誤申立ての連絡をした上で手続を行うこと。



## ○加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

- 指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、**速やかにその旨を届け出る**こと。  
なお、この場合は、**加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わない**ものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることとなるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処することとなる。

## ○利用者に対する利用料の過払い分の返還

- 不当利得分を市町村へ返還することとなった指定障害福祉サービス事業所等においては、市町村への返還と同時に、**返還の対象となった介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること**。その場合、返還に当たっては**利用者から受領書を受け取り、当該指定障害福祉サービス事業所等において保存しておく**こと。

## ○算定上における端数処理について

### ■ 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、**基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行う**。つまり、**絶えず整数値に割合を乗じていく**計算となる。

※サービスコードについては、加算等を加えて一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

(例) 居宅介護(居宅における身体介護2時間30分以上3時間未満で815単位)

- ・ 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の70%

$$815 \times 0.70 = 570.5 \rightarrow 571 \text{ 単位}$$

- ・ 基礎研修課程修了者で深夜の場合

$$571 \times 1.5 = 856.5 \rightarrow 857 \text{ 単位}$$

※  $815 \times 0.70 \times 1.5 = 855.75$ として四捨五入するのではない。

### ■ 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる**1円未満(小数点以下)の端数については、「切り捨て」とする**。

(例) 前記の事例で、このサービスを月に4回提供した場合(地域区分は1級地)

- ・  $857 \text{ 単位} \times 4 \text{ 回} = 3,428 \text{ 単位}$

$$3,428 \text{ 単位} \times 11.20 \text{ 円/単位} = 38,393.6 \text{ 円} \rightarrow \underline{38,393 \text{ 円}}$$

## ○障害福祉サービス種類相互の算定関係について

- 介護給付費等については、**同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できない**ものであること。例えば、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「日中活動サービス」という。）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護（家事援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない。一方、日中活動サービスを受けていない時間帯においては居宅介護の所定単位数を算定することができる。
- また、**日中活動サービスの報酬**については、**1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価している**ことから、日中活動サービスの報酬を算定した場合（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を算定した場合を除く。）には、**同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない**。

## ○日中活動サービスのサービス提供時間について

- 日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、**適切なアセスメントを行う**ことを通じて、当該利用者ごとの**個別支援計画を作成**しなければならないこととされていることから、当該個別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。
- また、指定障害福祉サービス事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ**運営規程において定めておく**必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、利用者に対し、**事前に十分説明を行う**必要があること。

## ○加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について

- 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の**利用者数**は、**当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる**（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による）。この場合、利用者数の平均は、**前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数（就労定着支援及び自立生活援助については、当該前年度の開所月数）で除して得た数**とする。この平均利用者数の算定に当たっては、**小数点第2位以下を切り上げる**ものとする。
- 療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

## ○人員配置の見直しについて

- 障害福祉サービス事業では、事業種別によっては、前年度の利用者の平均値によって、人員配置が決定される仕組みとなっており、**毎年度4月1日を基準日として見直しを行うこととされている**ので、各事業者においては、**自主点検を行う**こと。（※点検結果書類については提出不要だが、事業所において保管しておくこと。）

※前年度の利用者数の平均値の求め方

**当該年度の前年度の延べ利用者数 / 開所日数（小数点第2位以下切り上げ）**

算出例

対象期間：平成31年4月～令和2年3月		
延べ利用者数(A)	開所日数(B)	利用者の平均値(A)／(B)
4,125	269	15.4

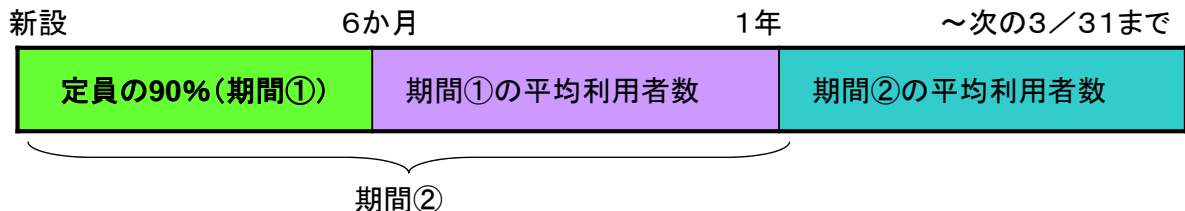
加算の算定に変更があれば体制届等が必要

## ○新設・定員の増減の場合の利用者数について①

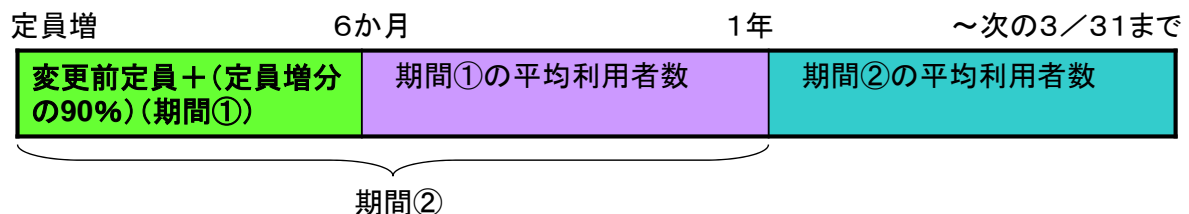
- 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設において、新設又は増床分に関し、**前年度において1年未満の実績しかない**場合（前年度の**実績が全くない**場合を含む。）の利用者数は、新設又は増改築等の時点から**6月未満の間**は、便宜上、**定員の90%**を利用者数とし、新設又は増改築の時点から**6月以上1年未満の間**は、**直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数**とし、新設又は増改築の時点から**1年以上経過している**場合は、**直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数**とされている。

※ 下記の図中、「平均利用者数」は、各期間の「延べ利用者数÷開所日数」を指す。

### ○ 新設の場合



### ○ 定員増の場合



## ○新設・定員の増減の場合の利用者数について②

- ただし、就労定着支援については、**前年度において1年未満の実績しかない**場合（前年度の**実績が全くない**場合を含む。）の利用者数は、新設等の時点から**6月未満の間**は、便宜上、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労継続支援等」という。）を受けた後に一般就労（就労継続支援A型事業所への移行は除く。）し、**就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%**を利用者数とし、新設等の時点から**6月以上1年未満の間**は、**直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数**とし、新設等の時点から**1年以上経過している**場合は、**直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数**とする。

- また、自立生活援助については、**前年度において1年未満の実績しかない**場合（前年度の**実績が全くない**場合を含む。）の利用者数は、新設等の時点から**6月未満の間**は、便宜上、**利用者の推定数の90%**を利用者の数とし、新設等の時点から**6月以上1年未満の間**は、**直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数**とし、新設等の時点から**1年以上経過している**場合は、**直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数**とする。

## ○新設・定員の増減の場合の利用者数について③

- 定員を減少する場合には、**減少後3か月の延べ利用者数を当該3月間の開所日数で除して得た数**とされている。

### ○ 定員減の場合

定員減

3か月

～次の3/31まで

～次の3/31まで

変更後の定員(期間①)	期間①の平均利用者数	前年度の平均利用者数(前年度に定員減少前の期間がある場合は、その期間を除いて計算)
-------------	------------	---

※利用者数の推定は適切な方法により行うこととされていることから、定員増から6か月間及び定員減から3か月間について、**岡山県では上記のとおり取り扱うこととする。**

## ○定員規模別単価の取扱いについて

- ① 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型については、運営規程に定める**利用定員の規模に応じた報酬を算定**する。
- ② ①にかかわらず、**共生型障害福祉サービス事業所**については、共生型障害福祉サービスの利用定員、指定障害福祉サービス等の利用定員及び介護保険サービスの利用定員の**合計数を利用定員とした場合の報酬を算定**するものとする。また、**多機能型事業所(③の適用を受けるものを除く。)**又は複数の昼間実施サービス(指定障害者支援施設基準第2条第16号に規定する「**昼間実施サービス**」をいう。以下同じ。)を実施する**指定障害者支援施設等(以下「多機能型事業所等」という。)**については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの**利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定**するものとする。
- ③ 多機能型事業所等のうち**指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所**(以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。)の事業を行うものであって、同項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、**当該多機能型事業所について多機能型指定児童発達支援事業所等に係る利用定員と当該多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定**するものとする。



## ○定員超過に該当する場合の所定単位数の算定

### ■ 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

### ■ 算定される単位数

所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、**各種加算がなされる前の単位数**とし、**各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではない**ことに留意すること。

### ■ 指定障害福祉サービス事業所等の利用定員を上回る利用者を利用させているいわゆる**定員超過利用**について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、**報酬告示及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成18年厚生労働省告示第550号。以下「第550号告示」という。）の規定に基づき、介護給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。**

## ○過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

### ■ **直近の過去3月間の利用者の延べ数**が、**利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える**場合に、当該1月間について**利用者全員につき減算を行う**ものとする。

（例） 利用定員30人、1月の開所日数が22日の施設の場合  
 $30人 \times 22日 \times 3月 = 1,980人$   
 $1,980人 \times 1.25 = 2,475人$ （受入れ可能延べ利用者数）  
※3月間の総延べ利用者数が2,475人を超える場合に減算となる。

### ◆ **ただし、定員（多機能型事業所においては、複数のサービスの利用定員の合計）11人以下**の場合は、**過去3月間の利用者の延べ数**が、**利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える**場合に減算を行うものとする。

## ○多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

### ■ **多機能型事業所等**における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、**当該多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出**するものとする。

（例） 利用定員40人の多機能型事業所（生活介護の利用定員20人、自立訓練（生活訓練）の利用定員10人、就労継続支援B型の利用定員10人）の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

- 生活介護 →  $20人 \times 150\% = 30人$ （10人まで受入可能）
- 自立訓練（生活訓練） →  $10人 \times 150\% = 15人$ （5人まで受入可能）
- 就労継続支援B型 →  $10人 \times 150\% = 15人$ （5人まで受入可能）

## ○療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援 における定員超過利用減算の具体的取扱い①

### ■ 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 利用定員**50人以下**の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が、**利用定員に100分の110を乗じて得た数を超える**場合に、当該1日について**利用者全員につき減算を行う**ものとする。

イ 利用定員**51人以上**の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が、**利用定員から50を差し引いた数に100分の105を乗じて得た数に、55を加えて得た数を超える**場合に、**当該1日について利用者全員につき減算を行う**ものとする。

### ■ 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

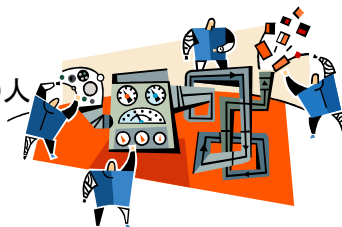
直近の**過去3月間の利用者の延べ数**が、**利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える**場合に、**当該1月間について利用者全員につき減算を行う**ものとする。

例：利用定員50人の施設の場合

$$(50人 \times 31日) + (50人 \times 30日) + (50人 \times 31日) = 4,600人$$

$$4,600人 \times 105\% = 4,830人 \text{ (受入れ可能延べ利用者数)}$$

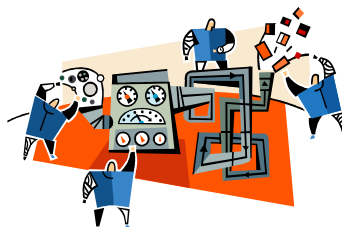
※3月間の総延べ利用者数が4,830人を超える場合に減算



## ○療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援 における定員超過利用減算の具体的取扱い②

### ■ 短期入所において定員超過特例加算を算定する場合の定員超過利用減算及び大規模減算の取扱い

短期入所において**定員超過特例加算を算定している期間**については、**定員超過利用減算及び大規模減算は適用しない**。



## ○利用者数の算定に当たっての留意事項

■ 利用者の数の算定に当たっては、次の(1)から(4)までに該当する利用者を除くことができるものとする。

また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合
- (2) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」(平成18年4月3日付け障障発第0403004号)により定員の枠外として取り扱われる入所者
- (3) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者
- (4) 一時的にアセスメントを受ける場合の就労移行支援の利用者

※知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その解消を行うよう指導することになる。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

※なお、指定障害福祉サービス事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用を行う場合であっても、利用者処遇等について十分配慮すること。

## ○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について①

■ 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

■ 算定される単位数

1 生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人の欠如について

(1) 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。

(2) 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。

2 1以外の人員欠如について

(1) 減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。

(2) 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。

※ 1及び2の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。

■ 人員欠如減算の具体的取扱い

1 従業者(生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員、世話人)の員数

(1) 1割を超えて減少した場合

……その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の利用者の全員。以下、2、3、4も同様)について減算される。

## ○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について②

### (2) 1割の範囲内で減少した場合

……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っていない場合を除く)。

### 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所における、従業者(夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う世話人又は生活支援員)の員数

……ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される。

(1) 基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合

(2) 基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合

### 3 1及び2以外の人員欠如

……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算される。(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っていない場合を除く)。

### 4 従業者の員数以外

#### (1) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合

……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っていない場合を除く)。

#### (2) 多機能型事業所等で、サービス管理責任者の員数等を満たしていない場合

(複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づく)

……当該複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減算される。

## ○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について③

■ 人員基準については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。

■ 共生型障害福祉サービスについては、人員欠如による減算は行わない。

■ 届け出ていた従業者の人員配置を満たせなくなった場合には、指定障害福祉サービス事業所等は該当することとなった人員配置を速やかに知事に届け出なければならない。

■ 知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導する。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

人員欠如は県への届出が必要！  
(夜勤職員欠如も同様)





## ○夜勤職員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス  
施設入所支援
- 算定される単位数  
所定単位数の**100分の95**とする。なお、当該所定単位数は、各種**加算がなされる前の単位数**とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。
- 夜勤職員欠如減算の具体的取扱い  
夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定に満たない場合の減算については、**ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者の全員**(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位の利用者の全員)について、所定単位数が減算されることとする。
  - ①夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。)において**夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生**した場合
  - ②夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が**4日以上発生**した場合
- 知事は、夜勤を行う生活支援員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う生活支援員の確保を**指導し、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討**するものとする。

## ○個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス  
療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助
- 算定される単位数
  - 1 減算が適用される月から**3月未満の月**については、所定単位数の**100分の70**とする。
  - 2 減算が適用される月から**連続して3月以上の月**については、所定単位数の**100分の50**とする。※ 1及び2当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。
- **個別支援計画未作成減算**については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき、個別支援計画の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは個別支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の個別支援計画に係る規定を遵守しなければならないものとする。
- 個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い  
具体的には、**次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで**、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。
  - ① **サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。**
  - ② **指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。**
- 知事は、当該規定を遵守するよう、**指導する。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討**するものとする。

## ○平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について①

### ■ 対象となる障害福祉サービス

自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、自立生活援助

### ■ 算定される単位数

所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、**各種加算がなされる前の単位数**とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意する。

### ■ 標準利用期間超過減算については、**指定障害福祉サービス事業所等ごとの利用者の平均利用期間が標準利用期間に6月を加えた期間を超える**場合に、報酬告示の規定に基づき、訓練等給付を減額することとしているところであるが、これはサービスが効果的かつ効率的に行われるよう、標準利用期間を設定したことについて実効性をもたせるものである。このため、平均利用期間が標準利用期間を超過することのみをもって、直ちに指定の取消しの対象となるものではないが、知事は、こうした趣旨を踏まえ、適切な指導を行うことになる。

### ■ 標準利用期間超過減算の具体的取扱い

① 指定障害福祉サービス事業所等が提供する各サービスの利用者（サービスの利用開始から1年を超過していない者を除く。）ごとの**利用期間の平均値が標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている1月間**について、指定障害福祉サービス事業所等における当該サービスの**利用者全員**につき、減算するものとする。

なお、「標準利用期間に6月間を加えて得た期間」とは具体的に次のとおりであること。

ア **自立訓練（機能訓練）24月間**      イ **自立訓練（生活訓練）30月間**

## ○平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について②

ウ **就労移行支援 30月間**（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第6条の8**ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、42月間又は66月間**とする。）

エ **自立生活援助 18月間**

② 利用者ごとの利用期間については、次のとおり算定するものとする。

ア 当該利用者の**サービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出**するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあってはサービス利用開始日の属する月を含み、月の2日目以降の場合にあっては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとする。

イ 規則第6条の6第1号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練（機能訓練）の利用者については、アにより算定した期間を1.75で除して得た期間とする。

ウ 規則第6条の6第2号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練（生活訓練）の利用者については、アにより算定した期間を1.4で除して得た期間とする。

## ○身体拘束等にかかる記録が未作成の場合の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス  
療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助
- 算定される単位数  
**1日につき5単位を所定単位数から減算**する。
- 当該減算については、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる**記録が行われていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算**することとなる。具体的には、記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を知事に報告することとし、**事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間**について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。
- 知事は、当該記録の未作成が継続する場合には、記録の作成を行うよう**指導**する。当該**指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討**するものとする。

## ○複数の減算事由に該当する場合の取扱いについて

- **複数の減算事由に該当する場合**の報酬の算定については、原則として、**それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合**については、**減算となる単位数が大きい方についてのみ減算**する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。なお、減算を適用するにあたっては、その事業所の運営実態を踏まえて判断されたい。  
(例1) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する場合  
→ 所定単位数の100分の50の報酬を算定  
(例2) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の70に該当する場合  
→ 所定単位数の100分の70の報酬を算定

なお、知事は、複数の減算事由に該当する場合には、**重点的な指導**を行うとともに、当該**指導に従わない場合には、指定の取消しを検討**するものとする。

## ○多機能型事業所等における一部加算の取扱い①

- 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるが、以下の加算については、**サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定することとなるので、留意すること。**

### ○ サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する加算

- ◆ 人員配置体制加算(生活介護)
- ◆ 常勤看護職員等配置加算(生活介護)
- ◆ 就労移行支援体制加算(生活介護・自立訓練・就労継続支援A型・B型)
- ◆ 夜勤職員配置体制加算(施設入所支援)
- ◆ 重度者支援体制加算(就労継続支援A型・B型)
- ◆ 賃金向上達成指導員配置加算(就労継続支援A型)
- ◆ 目標工賃達成指導員配置加算(就労継続支援B型)

国保連への請求においては、請求コード誤り等の注意が必要！

## ○多機能型事業所等における一部加算の取扱い②

※**本体報酬**については、多機能型や複数の単位で事業を実施している場合、**全ての事業単位の定員を合算した定員**により算定。

(例) 就労継続支援B型(定員20名)と生活介護(定員10名)の多機能型事業所において、就労継続支援B型で目標工賃達成指導員配置加算を請求する場合

#### ○ 本体報酬

定員 $20+10=30$ 人で、**定員区分21人以上40人以下**の区分を適用。

#### ○ 目標工賃達成指導員配置加算

B型定員20人で算定するため、**当該加算については20人以下の区分**を適用。

## ○関係告示、通知

### ■ 報酬告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

### ■ 留意事項通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

**適正な報酬算定及び請求に努めていただくようお願いします。**

## Ⅱ 実地指導における主な指導事項等

### 1 はじめに

実地指導が行われない年度においても、自主的な事業運営のチェックを年1回程度、定期的の実施してください。

(参考資料)

#### 「実地指導における主眼事項及び着眼点」

○県指導監査室ホームページ掲載場所

「障害福祉サービス事業者のページ」→ 「3 障害福祉サービス等事業所指導関係」

→ 「実地指導における主眼事項及び着眼点（障害福祉サービス事業等）」

URL: <https://www.pref.okayama.jp/page/571629.html>

- ◇ 実地指導において文書指導をしたものの中には、報酬算定の誤りを指摘し、給付費の自主返還（過誤調整）を指導した例も複数件あります。
- ◇ 文書指導以外にも、何らかの運用誤りや記録の不備等に関する指摘・注意を行う事例も散見されます。
- ◇ 指摘内容については、文書指導の有無に関わらず、必ず改善を行っていただき、時間の経過とともに元に戻らないよう注意してください。
- ◇ 指定基準や報酬の要件等については常にチェックを行い、特に制度改定・報酬改定時には誤った運用を行うことがないように、管理者のみならず、従業者一人一人が意識して事業運営を行ってください。

### 2 主な指導事項

- これまでの実地指導等において、指摘が多かった主な事項をまとめたものです。
- 文書指導までは行っていないもの、また、指摘事例は少なくとも、極めて注意が必要と思われるものも掲載しています。
- 実地指導等において同様の指摘を受けることがないように、各指摘事項に該当する内容があれば、速やかに改善を図ってください。

## (1) 基本方針に関すること

### ① 事業者の一般原則

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

#### 【主な指摘事項】

× 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための従業者に対する研修が実施されていない。

☞ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対し、人権擁護・虐待防止等の研修を実施する等の措置を講じてください。



## (2) 運営基準に関すること

### ① 従業者の員数

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

#### 【主な指摘事項】

- × 雇用する従業者と雇用契約書又は労働条件通知書を取り交わしておらず、どの事業所に属する職員か、常勤か非常勤か、どの職種の職員かが明確でない。
- × 人員配置の基礎となる前年度の開所日数及び延べ利用者数を算定していない。
- × 共同生活援助において、勤務形態の管理ができておらず、世話人と生活支援員の兼務者と夜勤者のシフトが混在し、それぞれの職種による月毎の常勤換算の人数が確認できなかった。

- ☞ 雇用契約書及び辞令等により、労働条件及び職種等を明確にしておいてください。
- ☞ 毎年度初めに前年度の開所日数及び延べ利用者数を算定しておいてください。
- ☞ 勤務職種ごとに勤務形態を管理し、人員基準を満たしているか毎月確認してください。人員基準を満たさない場合には、サービス提供職員欠如減算の適用が生じる可能性もあることに留意してください。

### ② 内容及び手続きの説明及び同意

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

#### 【主な指摘事項】

- × サービスの提供に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を期した文書を交付して説明をする必要があるが、運営規程の職員の職種が誤っており、また、重要事項説明書においては、主な職員の配置状況、苦情の受付等について不備が見受けられた。
- × 重要事項説明書に第三者評価の実施状況についての記載がない。

- ☞ サービスの提供に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、実態と整合がとれた内容の文書を交付し説明を行ってください。
- ☞ 利用申込者への説明に使用する文書（例えば、重要事項説明書）には、第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、評価期間名称、評価結果の開示状況）を記載してください。

### ③ 契約支給量の報告等

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

#### 【主な指摘事項】

- × 利用契約の際、受給者証記載事項その他必要な事項を支給決定市町村に対する報告が遅れていた。

☞ 利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項等の必要な事項を支給決定市町村に遅滞なく報告してください。

### ④ サービスの提供の記録

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

#### 【主な指摘事項】

- × サービス提供の記録に際して、利用者から、サービス提供の確認を受けていない。

☞ サービスを提供した際は、提供日、サービスの具体的内容、利用者負担額等利用者に伝達すべき事項について、利用者の確認を受けてください。

### ⑤ 給付費の額に係る通知等

■療養介護・生活介護・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

#### 【主な指摘事項】

- × 法定代理受領により給付費の支給を受けたが、利用者にもその額を通知していない。

☞ 法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し給付費の額を通知してください。



## ⑥ 個別支援計画の作成等

■療養介護・生活介護・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

### 【主な指摘事項】

- × 個別支援計画の原案が作成されていない。
- × 個別支援計画の作成の際に、担当者会議を開催していない。
- × 個別支援計画作成に係る会議の開催日が利用者の計画同意日以降となっている。
- × アセスメント・モニタリングを支援員が行っている。
- × モニタリング（アセスメントを含む。）の記録がない又は不十分である。
- × サービス提供開始後に個別支援計画を作成している。

- ☞ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定サービスの目標及びその達成時期、指定サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成してください。
- ☞ 個別支援計画の作成においては、サービス提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、その原案について意見を求めてください。
- ☞ アセスメント及びモニタリングは、サービス管理責任者が実施してください。
- ☞ 個別支援計画は、サービス提供開始前に、利用者等の同意を得、当該利用者等に計画書を交付してください。

## ⑦ 個別支援計画の作成等

■療養介護・生活介護・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

### 【主な指摘事項】

- × 個別支援計画の見直しが、3月に1回以上行われていない。（自立訓練・自立生活援助）
- × 個別支援計画の見直しが、6月に1回以上行われていない。（上記以外）

- ☞ 個別支援計画作成後、少なくとも6月（又は3月）に1回以上モニタリングによる計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更してください。

## ⑧ 個別支援計画の作成等

■療養介護・生活介護・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

### 【主な指摘事項】

- × 個別支援計画と実際に提供しているサービス内容が異なっている。

- ☞ サービス提供は、個別支援計画に従って行ってください。サービス内容を変更する必要がある場合は、個別支援計画を変更し、利用者の同意を得た上で行ってください。

## ⑨ 秘密保持等

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

### 【主な指摘事項】

- × 従業員に対し、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者の個人情報を、在職中並びに退職後も漏らさないよう、就業規則に規定されていない。
- × 従業者について、秘密保持の誓約書の徴取がされていない。
- × 利用者の個人情報を入れている保管庫に鍵がついていない。
- × 利用者から同意を得ないまま、相談支援事業者と利用者の情報をやり取りしていた。

- ☞ 従業員に対し、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者の個人情報を、在職中並びに退職後も漏らすことがないように、従業者との雇用時等に取り決めを行うなど、必要な措置を講じてください。
- ☞ 利用者の個人情報は鍵の掛かるロッカー等に保管してください。
- ☞ 他の事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意(包括的な同意で可)を得てください。

## ⑩ 情報の提供等

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

### 【主な指摘事項】

- × 事業者のホームページやパンフレットに記載されているサービス提供時間が、運営規程や重要事項説明書に記載されている時間と異なっていることが確認された。

- ☞ 事業者は、当該通所支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならないことに留意し、ホームページやパンフレットの記載事項が実態と整合が図れているか定期的に確認してください。

## ⑪ 管理者の責務

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

### 【主な指摘事項】

- × 管理者が、業務等を把握できておらず、従業者任せになっている。

- ☞ 管理者は、従業者及び業務等の管理を一元的に行ってください。また、指定障害福祉サービス基準を順守させるため、必要な指揮命令を行ってください。

## ⑫ 運営規程

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

### 【主な指摘事項】

- × 運営規程が実態と異なっている。

☞ 運営規程と運営の実態は合致させるようにしてください。

## ⑬ 運営規程

■療養介護・施設入所支援

### 【主な指摘事項】

- × 運営規程に身体的拘束等を行う際の手続きについて規定されていない。

☞ 運営規程に、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の身体的拘束等を行う際の手続きについて規定してください。

## ⑭ 勤務体制の確保等

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

### 【主な指摘事項】

- × 兼務している従業者や、法人役員である従業者について、従業者職種ごとの勤務時間が記録されていない。
- × 施設外就労等、事業所外での勤務時間が記録されていない。
- × 従業者の資質向上のための研修計画・研修記録がない。
- × 外部の研修を受講しているが、職員間で情報共有がされていない。

☞ 事業所ごとに、従業者職種ごとの勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録を整備してください。

☞ 従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、研修の機会を計画的に確保してください。

☞ また、外部の研修を受講した際は、復命書等を作成し、従業者間での情報共有を図るようにしてください。

## ⑮ 定員の遵守

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

### 【主な指摘事項】

× やむを得ない理由の確認が不十分な状態で、利用定員を超えた受け入れが確認された。

☞ 給付費の減算の有無に関わらず、原則として定員は遵守すべきものであり、利用定員を超えた受け入れについては、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を受け入れる必要がある等やむを得ない事由が存在する場合に限り可能とされています。

## ⑯ 非常災害対策

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

### 【主な指摘事項】

× 洪水浸水想定区域にあるにも関わらず、火災についての計画しか作成していない。  
× 避難訓練が定期的に行われていない。

☞ 利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的計画を策定してください。  
☞ 非常災害に備え、実効性のある避難、救出その他必要な訓練を定期的に行ってください。

## ⑰ 衛生管理等

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

### 【主な指摘事項】

× 食中毒の発生及びまん延の防止の対策を行っておらず、マニュアル等も整備されていない。

☞ 食中毒の発生及びまん延の防止に関する資料をまとめ、マニュアルとして整備するなど、必要な措置を講じてください。

## ⑬ 掲示

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

### 【主な指摘事項】

× 事業所内に、重要事項説明書等の掲示がない。

☞ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示してください。

## ⑭ 身体拘束等の禁止

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

### 【主な指摘事項】

- × 身体拘束等を行っているが、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録がない。
- × 身体的拘束の解除に向けた検討がされていない。

☞ 身体的拘束等については、身体的拘束等を行う以外に代替手段がないか、随時検討を行い、その記録を残してください。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録してください。

### (3) 報酬に係る算定基準に関すること

- ◇ 報酬の算定に当たり、加算や減算の要件については報酬告示（事業者ハンドブック等）をよく確認の上、後日返還という事態とならないよう、十分に注意をしてください。
- ◇ 要件を満たしていないことを知りながら、意図的に請求を行い受領した場合には、不正請求事案として、行政上の措置を検討する場合があります。

#### ① 生活訓練サービス費（Ⅱ）

##### ■自立訓練（生活訓練）

##### 【主な指摘事項】

- × 訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する場合に必要な生活支援員が1人以上配置されていない。
- × 共同生活住居を訪問してサービス提供していた。

- ☞ 訪問による自立訓練を提供する生活支援員を1人以上配置してください。
- ☞ 訪問による自立訓練は居宅等を訪問して提供するが、この居宅には共同生活住居は含まれません。

#### ② 夜間支援等体制加算（Ⅲ）

##### ■共同生活援助

##### 【主な指摘事項】

- × 運営規程に緊急時の連絡方法は記載されているが、具体的な連絡先が記載されていない。

- ☞ 緊急時の連絡先や連絡方法について、運営規程に定めてください。

#### ③ 短時間利用減算

##### ■生活介護

##### 【主な指摘事項】

- × 前3月における、利用者の平均利用時間を確認していない。

- ☞ 当該前3月における利用者のうち、平均利用時間が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50未満であることを、毎月確認してください。

#### ④ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

##### ■施設入所支援

##### 【主な指摘事項】

- × 個別の支援の評価として1日4時間程度追加配置する基礎研修修了者の勤務時間を、指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間等に含んでいる。

☞ 個別の支援の評価として追加配置すべき基礎研修修了者については、指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間等から除外してください。

#### ⑤ 栄養マネジメント加算

##### ■施設入所支援

##### 【主な指摘事項】

- × 低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングが行われていない利用者が見受けられた。
- × 栄養スクリーニング及びモニタリングについて、実施した日の記入漏れがあった。
- × 全利用者、一律でモニタリング期間が3月ごととなっている。

☞ 入所者毎に、概ね3月を目途として、低栄養状態のリスクについて栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行ってください。

☞ 栄養スクリーニング及びモニタリングの記録を正確に行ってください。

☞ 低栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者については、概ね2週間ごとにモニタリングを行ってください。

#### ⑥ 療養職加算

##### ■施設入所支援

##### 【主な指摘事項】

- × 療養食の献立表が作成されていない期間があった。

☞ 療養食の献立表を作成してください

## ⑦ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（Ⅱ）

■療養介護・生活介護・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助

### 【主な指摘事項】

× 届け出ている福祉専門職員の配置状況が実態と異なっている。

☞ 社会福祉士等の有資格者に係る福祉専門職員の配置状況に異動が生じた場合は、要件確認を要することから届出（軽微変更）を行ってください。

## ⑧ 常勤看護職員等配置加算

■生活介護・短期入所

### 【主な指摘事項】

× 看護職員の配置状況が届出と異なっている。

☞ 看護職員の配置状況に変動が生じたときは、資格の有無の確認が必要なことから、所定の様式により届出を行ってください。

## ⑨ 初期加算

■通所系サービス

### 【主な指摘事項】

× 30日分（30回）算定している。

☞ 初期加算は、利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定できますが、この「30日間」とは、歴日で30日間をいうものであり、30日間のうち、利用者が実際に利用した日数について算定してください。

## ⑩ 訪問支援特別加算

■通所系サービス

### 【主な指摘事項】

× 訪問支援特別加算について、あらかじめ個別支援計画に位置付けられていない。  
× 訪問支援を行った日、その内容等の記録がされていない。

☞ 訪問支援特別加算について、あらかじめ個別支援計画に位置付けるとともに、訪問支援を行った日、その内容等の記録してください。



## ⑪ 欠席時対応加算

### ■通所系サービス

#### 【主な指摘事項】

- × あらかじめ利用を予定していない日についての相談援助として算定している。
- × 利用者の状況、相談援助の内容等の記録がない。
- × 急病等によりその理由を中止した場合において、記録様式を整備していたが、次回の利用の促進、相談援助の実施等の実施の有無のみのチェックとなっており、相談援助の内容の記載がされておらず、記録が不十分。

- ☞ あらかじめ利用を予定していた日に、急病等により利用を中止した場合において、その利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があったときに対象となります。
- ☞ 利用者が急病等によりその理由を中止した場合において、従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行う場合とは、当該利用者の状況を確認し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、その内容を記録することが必要です。

## ⑫ リハビリテーション加算

### ■生活介護

#### 【主な指摘事項】

- × リハビリテーション実施計画の作成に関わる者が届出と異なっている。
- × 医師の指示を受けていない理学療法士が支援を行っている。
- × リハビリテーション実施計画案が作成されておらず、またリハビリテーション実施計画案について、利用者又はその家族からの同意を受けたことが見受けられなかった。

- ☞ リハビリテーション実施計画の作成に関わる者に変動が生じた場合は、所定の様式により、速やかに届け出てください。
- ☞ 医師の指示を受けた理学療法士等が支援を行ってください。
- ☞ リハビリテーション実施計画案を作成し、利用者又はその家族に説明のうえ同意を得てください。

## ⑬ 食事提供体制加算

### ■通所系サービス

#### 【主な指摘事項】

- × 個別支援計画に食事の提供が位置付けられていない。
- × サービス提供実績記録票やケース記録等で食事の提供の記録が確認できない。
- × 利用者の直接支援に関わる従業者が調理に従事していたが、調理に従事する時間と、指定基準上及び報酬算定上配置すべき従業者の常勤換算上の勤務時間とが明確に区分されていない。
- × 指定権者へ届出をしている食事提供体制がなくなり、当該加算を算定しない状況が生じていたが、その届出がされていない。

- ☞ 個別支援計画に食事の提供を位置付けてください。
- ☞ サービス提供実績記録票やケース記録等に食事の提供を記録してください。
- ☞ 利用者の直接支援に関わる従業者が調理に従事する場合、当該調理に従事する時間については、加算分として評価されるべきものであり、指定基準上及び報酬算定上配置すべき従業者の常勤換算上の勤務時間とは明確に区分してください。
- ☞ 加算が算定されなくなる状況になった時は、速やかに加算の算定終了を届け出てください。

## ⑭ 送迎加算

### ■通所系サービス

#### 【主な指摘事項】

- × 算定要件の利用者数に、共生型生活介護だけでなく、通所介護の利用者を含め算出している。
- × 通所系サービス提供後に同事業所の日中一時事業を利用した利用者について、送りの送迎を通所系サービスの送迎加算の要件の人数に含めている。

- ☞ 共生型生活介護を行う指定通所介護事業所において、送迎加算を算定する場合、算定要件の利用者数には、通所介護の利用者は含まず、共生型生活介護の利用者のみで算出してください。
- ☞ 通所系サービス提供後に同事業所の日中一時事業を利用した場合、送りの送迎は日中一時事業での送迎となり、通所系サービスの送迎加算の要件の人数には含まれません。

## ⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算（特別、特定を含む）

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

### 【主な指摘事項】

- × 書面により従業者へ周知を行うと計画されていたが、その書面がなく、周知されているかどうかを確認できない。

☞ 福祉・介護職員（特別・特定）処遇改善加算の算定に当たっては、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施方法その他の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知してください。また、その周知資料等を保存してください。

## ⑯ 帰宅時支援加算

■共同生活援助

### 【主な指摘事項】

- × 家族等との連絡調整等の支援を行った記録が残されていないにもかかわらず算定されていた事例が確認された。

☞ 帰宅時支援加算を算定するときは、個別支援計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合であって、帰省している間の利用者の生活状況等を十分把握し、その内容を記録してください。

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 研修制度の改定について

令和元年度版



※令和元年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修資料を一部改編

1

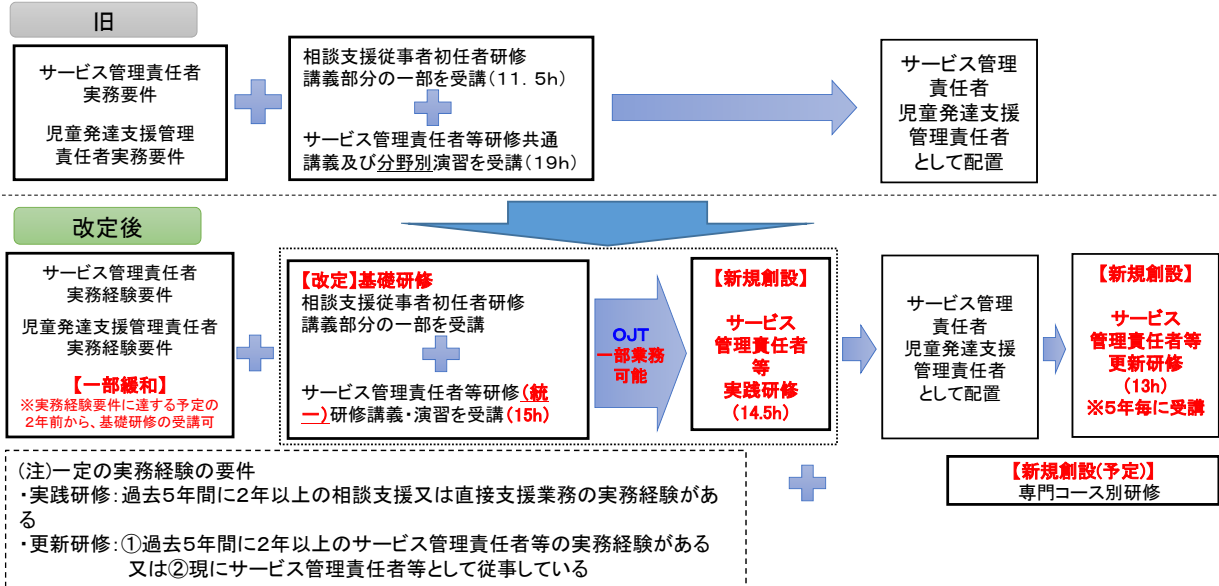
### サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成の現状及び課題

- 現行のサービス管理責任者等を養成するための研修は、1回限りであり、振り返りや更新の機会となる研修等を国としては定めていない。
- こうした現状において、受講者の状況に応じた段階的な研修実施ができておらず受講者の質の担保が困難であることや、更新研修などの機会が設定されていないためサービス管理責任者等の要件を満たした後における質の担保が困難であることが指摘されている。  
(平成24年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業におけるサービス管理責任者養成のあり方に関する調査」)
- 平成28年度に実施した調査研究事業では、サービス管理責任者等の実務者の業務に対する認識は浸透してきているものの、業務実行状況には個々に大きな差があることが指摘されている。  
(平成28年度障害者総合福祉推進事業「サービス管理責任者等の業務実態の把握と質の確保に関する調査研究事業」)
- 一方で、サービス管理責任者等の確保が困難であるため、サービス管理責任者等の要件である実務経験年数について緩和を求める声も挙がっている。

- 上記課題に対応すべく、平成27年度より3カ年で実施した厚生労働科学研究において、新たな研修制度の仕組みに関する研究及びモデル研修プログラムの開発を行った。

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。  
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。  
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。  
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。



3

## サービス管理責任者等として従事するための要件

- サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要。  
障害者総合支援法【サービス管理責任者】 (平成31年度告示第109号)  
児童福祉法【児童発達支援管理責任者】 (平成31年度告示第110号)

### 【1】 実務経験要件 (配置に関する)

- ・条件により年限が異なる。(次スライド: 詳細は告示を参照。)
- ① 法、② 保有する資格及び③ 従事経験の業務内容 による。

### 【2】 研修修了要件

- 1) 取得: 基礎研修、実践研修を修了
  - 2) 維持: 実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了
- ❖ 研修受講においても実務経験要件あり。

#### ❖ 研修の受講に関する実務経験要件

- 1) 基礎研修: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。
- 2) 実践研修: 基礎研修修了後2年以上、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての一定程度の業務経験。
- 3) 更新研修: ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。

## サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数			特区※3 (大阪・埼玉)		
		国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者	国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者
<b>障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</b> (一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 【告示一イ(1)(一)】 (三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 【告示一イ(1)(二)】	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	5年以上	3年以上	3年以上	
	b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。						
	c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者						
	d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者						
	e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者						
	f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者						
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						
	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	5年以上	8年以上	3年以上	3年以上		
	b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者						
	c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者						
d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者							
e 特別支援学校等の従業者							
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者							

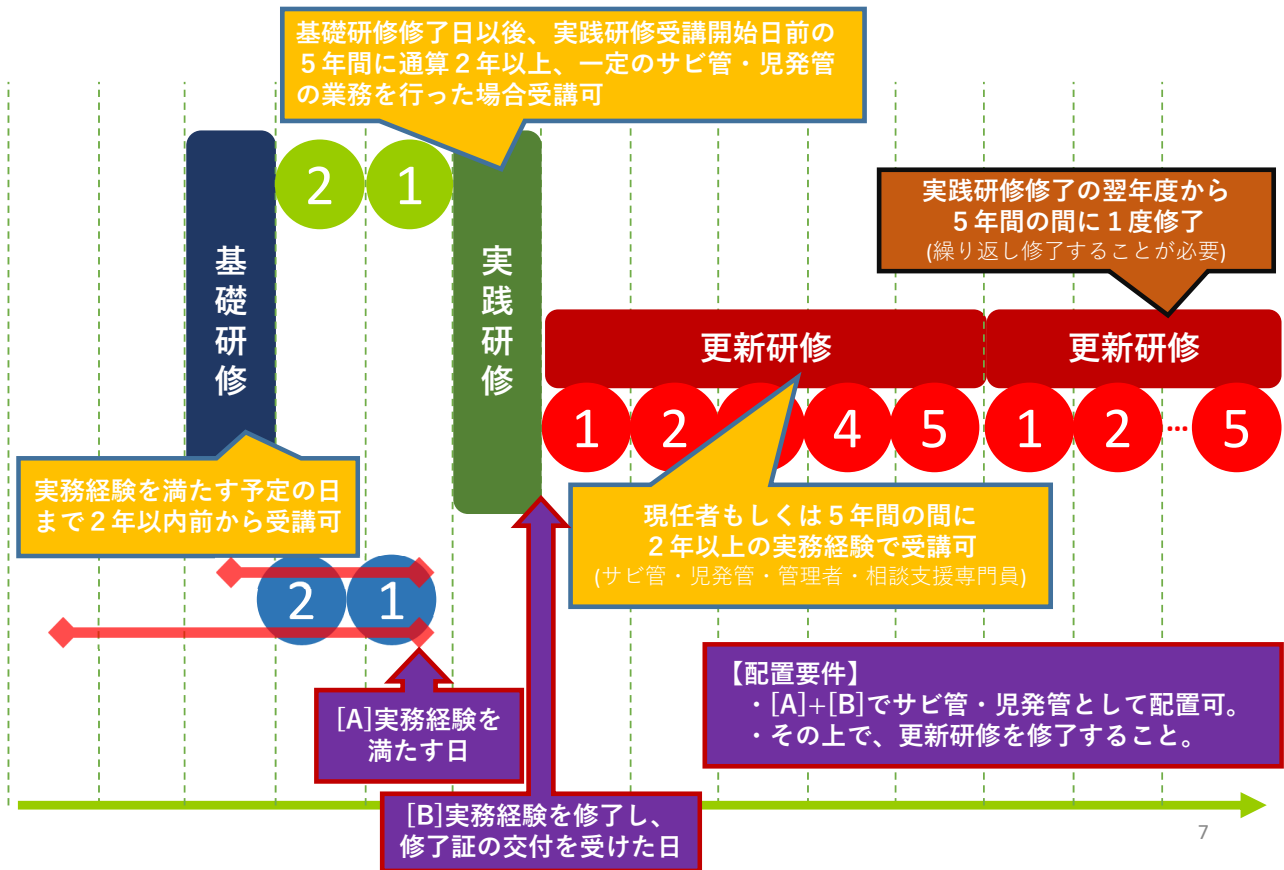
※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。  
 ※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)  
 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、  
 (2) 保育士、  
 (3) 児童指導員任用資格者、  
 (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者  
 ※3 令和元年度廃止予定(一定の経過措置を設ける予定)。

## 児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

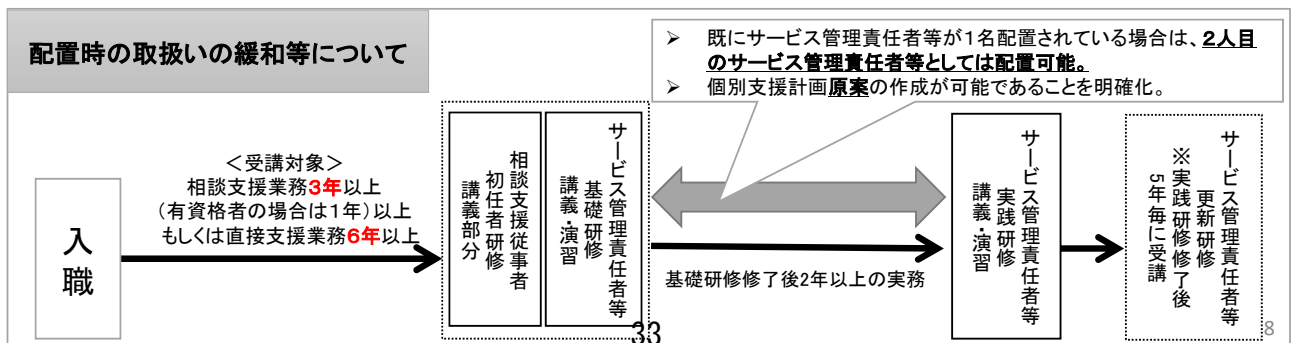
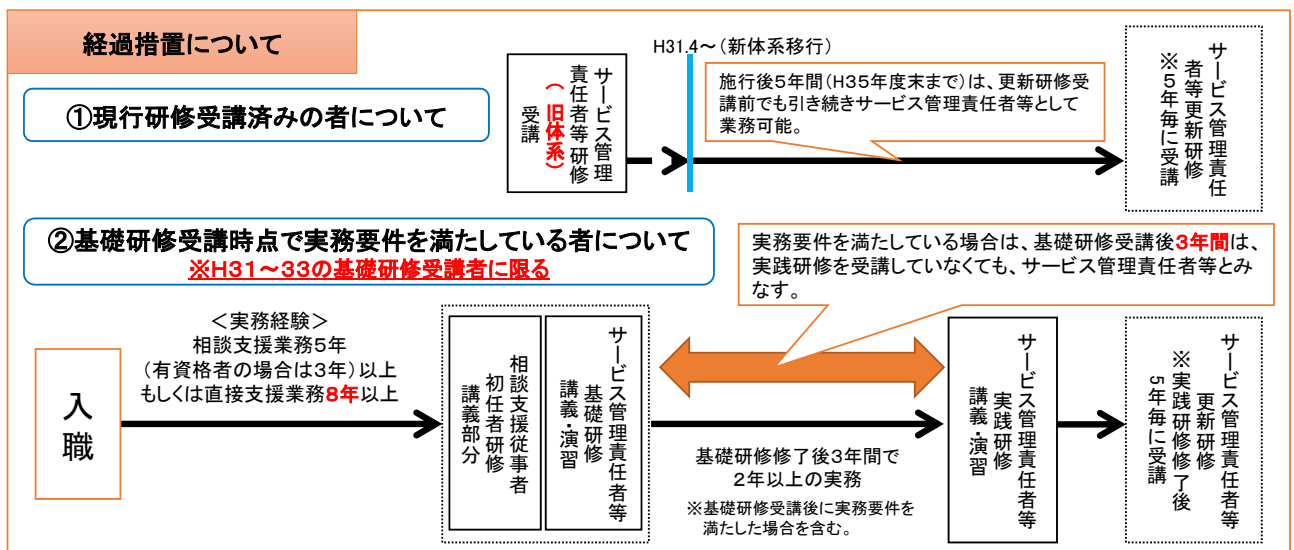
業務の範囲	業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)		
		国家資格保有者※1	有資格者※3	それ以外の者
<b>障害者(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者)又は障害児(児童福祉法第4条第1項に規定する児童)の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</b> イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 【告示一イ(1)(一)】 ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 【告示一イ(1)(二)】	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	5年以上
	(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
	(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
	(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
	(5) 学校において相談支援の業務に従事する者			
	(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	5年以上	8年以上	5年以上
	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者			
	(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者			
	(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者				
(5) 学校等の従業者				
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者				

※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)  
 ※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。  
 ※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)  
 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)  
 2) 保育士  
 3) 児童指導員任用資格者  
 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



## サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について





# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の位置付け

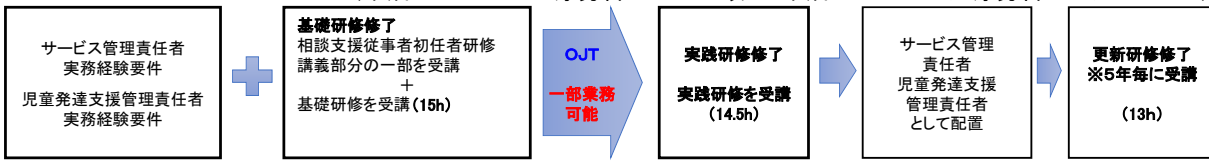
## 基準省令

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七一)  
 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七二)  
 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一五)  
 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一六)  
 (従業者)

- 指定療養介護事業所ごと利用者の数の区分に応じ、**サービス管理責任者を配置する。**
- 児童発達支援管理責任者 一以上

## 告示

サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成一八・九・二九厚労告五四四)  
 障害児通所施設又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの  
 (平成二四・三・三〇厚労告二二七/改正:平成三一・三・二九厚労告一〇九・一一〇)



## 通知

サービス管理責任者研修事業の実施について(平成一八・八・三〇 障発〇八三〇〇〇四)

- サービス管理責任者研修
  - 児童発達支援管理責任者研修
- 都道府県等による初任者及び現任研修は**標準カリキュラム以上の内容**で実施する。

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

相談支援従事者初任者研修講義 (現行)		時間数	基礎研修 (うち相談支援従事者初任者研修講義部分)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h	講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h		2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	地域支援に関する講義	3h		3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11.5h	合計		11h

共通講義及び分野別演習 (旧)		時間数	基礎研修 (うち研修講義、演習部分) (改正後)		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h	講義	1 サービス管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h		演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h	合計		15h
合計		19h			

## 新設

実践研修		時間数	更新研修		時間数	
講義・演習	1 障害福祉の動向に関する講義	1h	講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h	
	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h		講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5h			3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h		合計		13h
合計		14.5h				

※実践研修は令和元年度の2年後より実施

※1 更新研修は、令和元年度から実施  
 ※2 令和5年度までは1及び2のみの実施でも可とする



## 「令和元年度集團指導資料」

令和2年3月9日開催  
厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料 抜粋

### 3 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

#### (1) 短期入所サービスの整備促進

障害児者の地域生活を支援するには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要であり、更なる整備が必要である。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要であるが、事業所数の伸びはほぼ横ばいとなっている。

医療型短期入所はニーズが高いサービスであり、各都道府県市においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、積極的に整備を推進していただきたい。

また、令和元年度障害者総合推進事業において、「医療型短期入所に関する実態調査」を実施しており、調査結果や成果物である医療型短期入所の参入促進に向けたガイドブックについて、今後周知する予定であるので、ご承知おき願いたい。

なお、平成30年度報酬改定においては、福祉型短期入所について医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、医療型短期入所については、経営の実態等を踏まえて基本報酬を引き上げていることから、サービスの更なる活用と整備促進をお願いする。

#### (2) 共生型サービスの整備促進

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成30年4月に施行され、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度の両制度において、新たに「共生型サービス」を位置付け、障害福祉サービス事業所（介護保険サービス事業所）等であれば、基本的に介護保険サービス事業所（障害福祉サービス事業所）の指定も受けられる特例を設けている。

令和元年度障害者総合福祉推進事業「共生型サービスに関する実態調査」及び令和元年度老人保健健康増進等事業「共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業」において、自治体や事業所に対するアンケート調査やヒアリング調査、共生型サービスの普及啓発に向けた研修会やシンポジウムを実施しており、調査結果や成果物について今後周知する予定であるので、ご承知おき願いたい。

各自治体におかれては、これら資料も活用いただき、制度趣旨や事業概要、取組事例等について管内事業所に対する説明会の開催等を通じた共生型サービスの普及促進に向けた取組をお願いしたい。

なお、介護保険サービス事業所が実施している共生型障害福祉サービス等の請求事業所数は、合計 517 事業所（令和元年 11 月審査分（10 月サービス提供分））となっている。【関連資料 1】

### （3）障害福祉サービス等の情報公表制度について

令和元年 10 月に創設された福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和元年 5 月 17 日障障発 0517 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）において、令和 2 年度より、加算に基づく取組の見える化を算定要件としているところ。

（以下「見える化要件」という。）

今般、事務を標準化する観点から、障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、見える化要件の入力・公表ができるよう整備したので、原則、当該システムを活用していただきたい。

併せて、情報公表制度に定められている「都道府県知事が必要と認めた事項」について、設定・公表ができるよう整備したので、必要に応じて活用されたい。

また、公表情報について、年度ごとの情報更新が必要だが、今年度は、情報が更新されていない事業所や、制度開始後、未だ公表されていない事業所情報が散見されるため、都道府県等においては、より一層管内事業者に対して報告を促すとともに、報告された情報を速やかに審査し、公表していただくようお願いする。【関連資料 2】

### （4）障害福祉の仕事の魅力発信について

障害福祉人材の確保に係る取組は重要と考えており、順次にわたり処遇改善を実施しており、さらに、令和 2 年度予算案では、地域生活支援事業における都道府県事業の新たなメニューとして、「障害福祉のしごと魅力発信事業」を創設予定である。

厚生労働省では、障害福祉の仕事の魅力を発信するための動画等を作成予定であるため、適宜活用いただくとともに、各都道府県においても就職フェアや体験イベント等の開催により、障害福祉の仕事の魅力を積極的に取り組んでいただきたい。【関連資料 3】

### （5）障害福祉分野におけるロボット・ICT 等導入支援事業の実施主体拡大について

障害福祉の現場におけるロボット技術の活用による介護業務の負担軽減等を推進するため、令和元年度補正予算及び令和 2 年度予算案に障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業を計上し、補助対象自治体に指定都

市及び中核市を追加するとともに、対象施設・事業所を障害者支援施設及び共同生活援助事業所としたところである。

令和2年度予算案に係る協議については、別途改めて案内するので、積極的なご活用をお願いします。【関連資料4】

また、障害福祉分野における生産性向上に向けた取組を促進するため、令和元年度補正予算に障害福祉分野のICT導入モデル事業を計上しており、先般、都道府県・指定都市に対して所要額調査を行ったところである。交付申請については追ってお示しすることとしているが、引き続き協議に係る相談を受け付けているので、積極的な活用をお願いします。

## (6) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金については、平成29年度以前（H25～H29）の交付額について、令和元年度において再確定を行っている。（235件、返還額124百万円・追加交付額224百万円）

これは、会計検査院による指摘や市町村における自主監査等によって国庫負担金が過大、または過小に交付されていることが判明したものであり、その要因は、事業所の不正請求や負担金の算定について事業所や自治体での事務処理誤り等である。

各都道府県におかれては、限りある予算であることをご理解いただき、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認に二重のチェックを行うなど、市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

なお、障害児入所給付費等国庫負担金においても同様に市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

### 【会計検査院による主な指摘事項】

- ・ 市町村において、障害福祉サービス費等の算定の際、国庫負担金の対象とならない自治体単独事業の費用を計上するなどし、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 事業所において、就労移行支援事業の給付費の算定の際に適正な就労定着の状況に基づかずに就労定着支援体制加算を算定していた。
- ・ 市町村において、障害児入所給付費等の算定の際に利用者負担額を控除していなかったため、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 事業所において、放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の算定の際、所定の要件を満たした児童発達支援管理責任者を配置していないにも関わらず児童発達支援管理責任者欠如減算を行わず算定していた。

## (7) 障害福祉関係施設の防災・減災対策等について

### ① 障害福祉関係施設の耐震化について

障害福祉関係施設の耐震化状況については、平成 30 年 9 月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果（厚生労働省ホームページ：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html) 参照）では、平成 29 年 3 月時点（※ 1）の耐震化率は 83.7%（4.2 万棟／5.0 万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

障害福祉関係施設については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、緊急対策において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記するなど、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれては、未耐震施設の把握（対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化に向けた課題など）に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度（※ 2）の情報提供や助言を行うなど、計画的に耐震化整備を進めていただきたい。

※ 1 平成 31 年 3 月の状況については、現在集計中であり、公表時には別途、お知らせする

※ 2 耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉事業施設の耐震化整備については、融資条件の優遇措置を実施している。

#### 【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

#### 【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

### ② 障害福祉関係施設の非常用自家発電設備整備・給水設備等の整備について

障害福祉関係施設については、日常生活上の支援が必要な方が多数利用していることから、災害時においてもその機能を維持できるよう必要な対策を講じることが重要であるため、非常用自家発電設備・給水設備の整備を推進することとしている。

また、グループホームの改修整備にあたっては、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修も可能となっている。

各都道府県等におかれては、障害福祉関係施設に対し、災害による停

電・断水に備えた対策の点検を促すとともに、非常用自家発電設備・給水設備を整備する場合等の社会福祉施設等施設整備費補助金の活用について周知をお願いします。

あわせて、災害による停電時に非常用自家発電設備を問題なく使用できるよう、設備の定期的な点検や使用訓練等を行っていただくことについても周知をお願いします。

※ 非常用自家発電設備整備及び給水設備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、非常用自家発電設備整備及び給水設備については、融資条件の優遇措置を実施している。（令和元年度補正予算にて対応）

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%（施設本体を含む）

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

### ③ 障害福祉関係施設の土砂災害対策の徹底について

障害福祉関係施設の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付 27 文施企第 19 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科発 0820 第 1 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国水砂第 44 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成 28 年の台風 10 号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成 29 年 6 月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する障害福祉関係施設を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、当該施設に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付厚生労働省子ど

も家庭局子育て支援課長ほか連名通知)を通知しているところであるので、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局間の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

#### ④ 大規模災害等への対応について

障害福祉関係施設においては、自力避難が困難な方が多数利用していることから、利用者の安全確保等の観点から、大規模災害等に備えた十分な対策を講じる必要がある。

各都道府県等におかれては、各種法令や通知等に基づき、非常災害対策計画の策定、消防等関係機関への通報及び連絡体制の整備、定期的な避難訓練の実施、停電や断水といったライフラインの寸断に備えた物資の備蓄等の災害対策に万全を期すよう、障害福祉関係施設に対する助言等をお願いする。(「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」(平成30年10月19日付事務連絡厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名)など参照)

また、障害福祉関係施設は、災害時において地域の防災拠点としての機能も期待されることから、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペース、非常用自家発電設備及び給水設備の整備を進めるなどにより、災害時において被災障害者等を積極的に受入れる体制の整備をお願いしたい。

#### (8) 障害福祉関係施設の被災状況の把握等について

災害発生時における障害福祉関係施設の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(平成29年2月20日付け雇児発0220第2号、社援発0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号)に基づき、各都道府県等から情報提供をいただき、当該情報を基に被害状況の把握及び必要な支援策の検討等に活用しているところである。

今後、都道府県等におかれては、以下の点に、ご留意いただきたい。

##### ① 迅速な情報収集及び提供について

必要な支援を迅速に行うためには、通知に基づく情報が非常に重要であることから、災害発生時には可能な限り迅速な情報収集及び提供をお願いする。また、被災状況の把握にあたっては、停電等により連絡手段が途絶された場合に備え、施設長等の携帯電話、固定電話、防災電話、Eメール、SNS、市町村、関係団体からの報告、職員による巡回等による情報収集等の手段について、あらかじめ整理し、把握するとともに、電源車、給水車等の施設からの支援要請についても把握するようお願いする。

##### ② 停電発生時の対応について

社会福祉施設等で停電が発生した場合には、重大な事故につながるおそれがあり、それを未然に防止することが必要であることから、都道府県等

におかれては、社会福祉施設等で停電が発生した際に、特に医療的配慮が必要な入所者等について、電源が確保された協力病院等に一時避難を依頼する等、要配慮者の安全対策に万全を期すよう、平時から施設管理者等に対し働きかけを行っていただきたい。

### ③ 施設リストの提出について

同通知においては、災害発生時に速やかに社会福祉施設等の被害情報を収集することができるよう、あらかじめ各都道府県等において対象施設種別の施設リストを更新の上、厚生労働省に提出していただくこととしているが、未だに未提出の自治体が見受けられるところである。未提出自治体におかれては、災害時における被害情報の収集を円滑にできるよう、早急に御対応をお願いする。

なお、昨年の災害時の対応を踏まえ、今年度中を目途に社会福祉施設等の被災状況の把握様式について、電源車や給水車の支援要請状況も加えた上で、施設リストの提出を依頼する予定（提出期限：令和2年4月末）であるので、期限までの提出をお願いしたい。

### ④ 災害時情報共有システムの構築について

令和元年度補正予算を活用し、災害発生時の被災状況等を社会福祉施設等が直接入力し、国・地方公共団体が一元的に確認できる災害時情報共有システムを構築することとしているので、予めご了承ください。

## (9) 東日本大震災からの復旧・復興等（利用者負担免除に係る自治体負担分に対する財政支援）

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者に係る利用者負担を免除した場合の取扱いについては、財政支援を次のとおり延長する予定であり、令和2年度予算案に計上しているため、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようご配慮願いたい。

なお、詳細は近日中に交付要綱でお示しすることとしているので、管内自治体への周知をお願いしたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された帰還困難区域等（※1）、上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等（※2）及び令和元年度以前に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（※3）の住民（震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。）。なお、令和元年度に指定解除となる区域等（※4）の上位所得層は、一定期間、対象に含める。

（※1）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

（※2）旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点（ホットスポット）

（※3）旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域



(※4) 以下の2つの区域等をいう。

(1) 平成31年4月10日に指定が解除された旧居住制限区域等（大熊町の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域）

(2) 令和2年3月に指定が解除される旧避難指示解除準備区域等（双葉町の旧避難指示解除準備区域及び双葉町、大熊町、富岡町の一部の帰還困難区域）

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：令和3年2月末（サービス提供分）まで。ただし、令和元年度に指定解除となる区域等の上位所得層は、令和2年9月30日まで。（予定）

# 共生型サービスの請求事業所数

(介護保険事業所が共生型障害福祉サービス等の指定を取る場合)

関連資料1

(令和元年11月審査分(10月サービス提供分))

種類	指定を受けている介護保険サービス(※1)	共生型の請求事業所数	(参考)サービス全体の請求事業所数(※2)
<b>【障害福祉サービス】</b>			
居宅介護	指定訪問介護事業所	53	20,176
重度訪問介護	指定訪問介護事業所	13	7,482
短期入所	指定短期入所生活介護事業所(介護予防を含む)、(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「泊まり」部分	37	5,021
生活介護	指定通所介護事業所(地域密着型を含む)、(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「通い」部分	274	10,866
自立訓練(機能訓練)	指定通所介護事業所(地域密着型を含む)、(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「通い」部分	21	179
自立訓練(生活訓練)	指定通所介護事業所(地域密着型を含む)、(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「通い」部分	18	1,170
<b>【障害児通所支援】</b>			
児童発達支援	指定通所介護事業所(地域密着型を含む)、(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「通い」部分	17	6,901
放課後等デイサービス	指定通所介護事業所(地域密着型を含む)、(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「通い」部分	84	14,080
合計		517	-

(出典)国保連合会保有給付実績情報に基づき、障害保健福祉部にて任意集計を実施。

(※1)「指定を受けている介護保険サービス」毎の「共生型の請求事業所数」の内訳は把握できていない。また、介護保険サービス以外に、指定生活介護は共生型障害児通所支援の指定が、障害児通所支援は共生型生活介護の指定が可能であり、件数に含まれている。

(※2)「サービス全体の請求事業所数」は令和元年11月審査分(10月サービス提供分)。

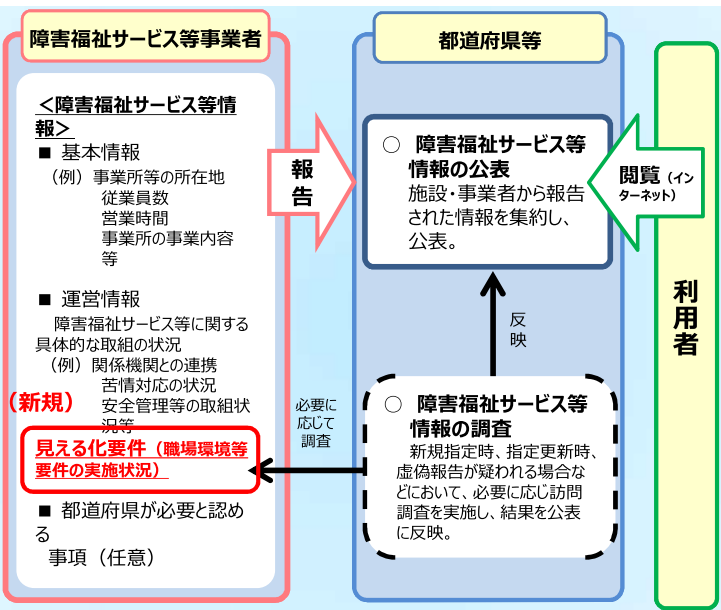
## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算における見える化要件の対応について (障害福祉サービス等情報公表システム関係)

関連資料2

- 令和元年10月に創設された福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得要件の一つとして、処遇改善加算に基づく取組の見える化を行う事が定められており、令和2年度からの要件としているところ。(以下「見える化要件」という。)
- 見える化要件を満たすには、処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していることを求めている。
- 今般、事務を標準化する観点から、障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、見える化要件(処遇改善加算に基づく職場環境等要件の実施状況)の入力・公表ができるよう整備したので、原則、当該システムを活用していただきたい。

### 【制度概要】

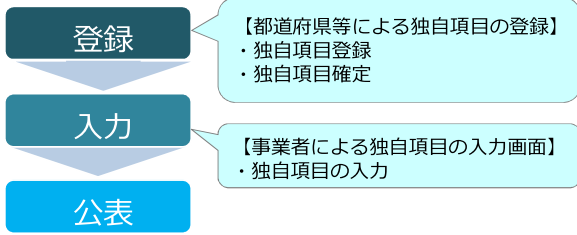
### 【事業所入力画面】



The top screenshot shows the 'サービス内容情報' (Service Content Information) input screen. A callout box states: '事業者が入力する「サービス内容に関する事項」欄に特定処遇改善加算に関する項目が表示されます' (Items related to specific treatment improvement addition are displayed in the 'Service Content' section). The bottom screenshot shows the '【事業所公表画面】' (Public Display Screen) with a red arrow pointing to the '福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得の有無(予定を含む)' (Whether to acquire specific treatment improvement addition) field, which has radio buttons for 'あり' (Yes) and 'なし' (No).

## 障害福祉サービス等情報公表制度における都道府県等が必要と認めた事項の対応について (障害福祉サービス等情報公表システム関係)

- 障害福祉サービス等情報公表制度において、事業者から報告を求める項目として「都道府県知事が必要と認めた事項」（以下「独自項目」という。）が定められており、今般、障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、独自項目を設定、公表できるよう整備した。



登録できる独自項目の形式

独自項目形式	独自項目属性定義
文字入力	表示順、名称、必須・オプション、記入要領、最大文字数
数値入力（整数のみ）	表示順、名称、必須・オプション、記入要領、最大桁数（整数部）、単位、数値範囲
数値入力（小数点以下も含む）	表示順、名称、必須・オプション、記入要領、最大桁数（整数部、小数部）、単位、数値範囲
リスト選択（選択肢は10つまで）	表示順、名称、必須・オプション、記入要領、選択肢及び表示順
ボタン選択（選択肢は5つまで）	表示順、名称、必須・オプション、記入要領、選択肢及び表示順

**（都道府県等）設定画面**  
各サービスが一覧で表示され、現在の独自項目の設定状況、登録状況が表示されます

**都道府県知事が必要と認める事項**

ICT活用（支援内容や申し込み事項の共有（事業者内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む））	サンプルテキスト
障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者（旧ホームヘルパー3級研修課程修了者含む）	11111人
嚥食吸引等の医療的ケアを必要とする利用者の人数	222.22人/月
キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス等事業者に限る。）	あり

左表の独自項目を設定後、事業所が入力した結果が公表画面上で公開されます

## 障害福祉サービス等情報公表制度における公表の推進について

### 障害福祉サービス等情報公表制度における公表状況等

1. 平成30年4月1日改正総合支援法等施行
2. 平成30年9月28日、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」上に「障害福祉サービス等情報検索サイト」を開設し、公表開始
3. 令和2年2月7日現在：掲載事業所数119,298件  
参考：令和元年10月において、国保連を通じて報酬請求があった指定事業所数120,955件
4. 障害福祉サービス等情報検索サイトの閲覧数
  - ・平成31年3月末日：3,331,687件
  - ・令和元年10月末日：4,106,510件
  - ・令和2年1月末日：5,259,947件

### 令和元年度における更新状況及び公表の推進について

- 令和元年度における事業所等情報の更新率（※）は全体で49.3%である。（令和2年2月7日現在）  
※ 更新率の計算には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。
- 情報公表制度は、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択、事業者のサービスの質の向上等に資するための情報を公表するものであり、当該サイトの閲覧数も増加しているため、各都道府県等においては、より一層適切な情報公表に取り組んでいただきたい。

# 【参考】障害福祉サービス等情報更新状況について(令和2年2月7日現在)

都道府県	更新率	都道府県	更新率	政令市	更新率	中核市	更新率	中核市	更新率	中核市	更新率
北海道	33.3%	滋賀県	25.0%	札幌市	42.0%	函館市	47.9%	長野市	72.5%	高松市	19.4%
青森県	95.2%	京都府	51.1%	仙台市	41.1%	旭川市	66.1%	岐阜市	73.3%	松山市	59.5%
岩手県	57.0%	大阪府	36.6%	さいたま市	34.9%	青森市	75.3%	豊橋市	45.3%	高知市	50.1%
宮城県	64.6%	兵庫県	83.2%	千葉市	35.4%	八戸市	66.0%	岡崎市	76.4%	久留米市	35.8%
秋田県	82.9%	奈良県	17.6%	横浜市	49.0%	盛岡市	49.9%	豊田市	75.4%	長崎市	36.7%
山形県	87.5%	和歌山県	25.7%	川崎市	58.0%	秋田市	81.7%	大津市	36.6%	佐世保市	44.0%
福島県	17.6%	鳥取県	69.4%	相模原市	67.0%	山形市	74.1%	豊中市	42.8%	大分市	42.6%
茨城県	27.1%	島根県	73.7%	新潟市	80.4%	福島市	37.5%	高槻市	98.3%	宮崎市	47.8%
栃木県	51.5%	岡山県	78.2%	静岡市	69.2%	郡山市	67.7%	枚方市	58.5%	鹿児島市	54.8%
群馬県	37.9%	広島県	47.7%	浜松市	48.5%	いわき市	57.3%	八尾市	0.0%	那覇市	5.3%
埼玉県	27.1%	山口県	78.3%	名古屋市	54.5%	宇都宮市	53.8%	寝屋川市	24.3%		
千葉県	31.7%	徳島県	22.5%	京都市	40.3%	前橋市	39.0%	東大阪市	59.5%	一般市	更新率
東京都	32.8%	香川県	44.0%	大阪市	39.5%	高崎市	48.1%	姫路市	61.4%	栃木市	40.5%
神奈川県	83.3%	愛媛県	91.6%	堺市	42.5%	川越市	8.2%	尼崎市	80.2%	我孫子市	44.3%
新潟県	95.5%	高知県	27.3%	神戸市	31.8%	川口市	43.3%	明石市	49.9%		
富山県	73.0%	福岡県	52.2%	岡山市	61.0%	越谷市	39.7%	西宮市	45.1%		
石川県	64.1%	佐賀県	53.9%	広島市	29.6%	船橋市	42.4%	奈良市	16.0%		
福井県	58.6%	長崎県	50.0%	北九州市	98.1%	柏市	65.6%	和歌山市	24.0%		
山梨県	73.9%	熊本県	88.6%	福岡市	60.4%	八王子市	22.6%	鳥取市	70.6%		
長野県	79.5%	大分県	82.2%	熊本市	38.1%	横須賀市	93.6%	松江市	78.5%		
岐阜県	75.5%	宮崎県	24.5%			富山市	50.7%	倉敷市	87.8%		
静岡県	75.2%	鹿児島県	29.6%			金沢市	33.7%	呉市	97.9%		
愛知県	69.2%	沖縄県	23.3%			福井市	51.1%	福山市	29.6%		
三重県	68.1%					甲府市	26.3%	下関市	38.6%		

注) 更新率(※)に下線がある自治体は、更新率が50%以下であることを示す。  
 ※ 更新率の計算には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。

## 障害福祉のしごと魅力発信事業について (厚生労働省本省事業、地域生活支援事業(都道府県事業))

関連資料3

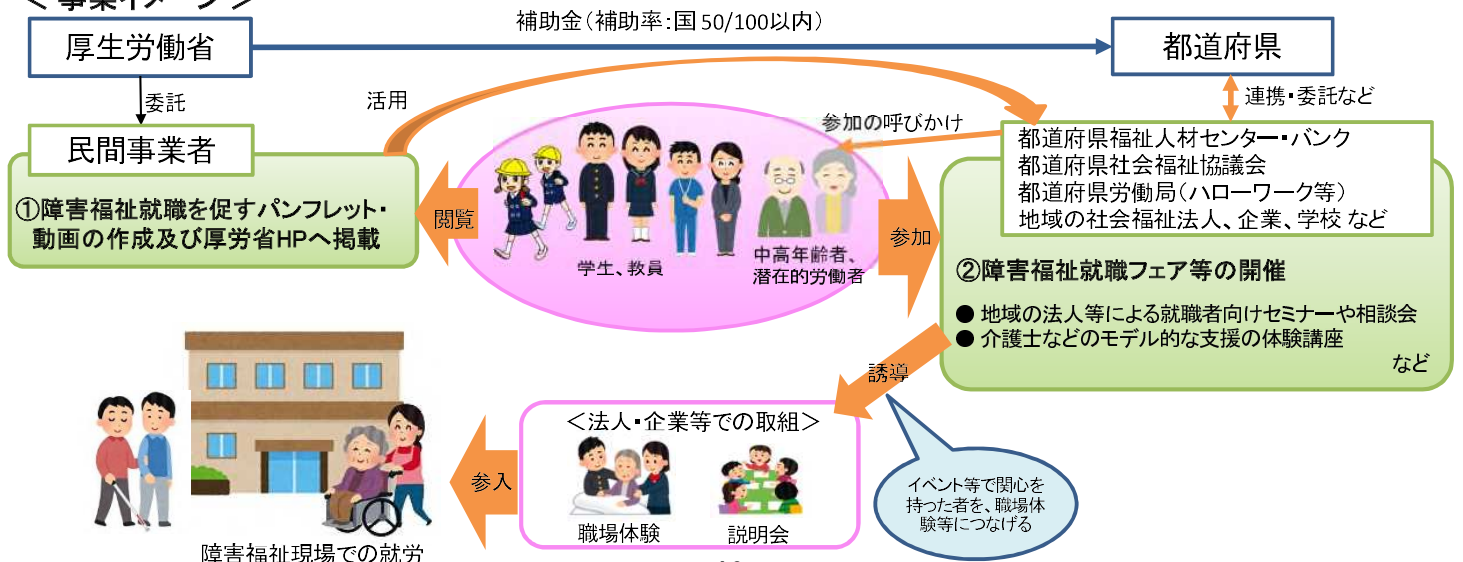
### 1. 事業の目的

障害福祉の仕事の魅力を伝え、障害福祉に対して抱いているイメージを変えて、障害福祉の職場について理解を促進するための障害福祉就職フェア等を行い、障害福祉分野への多様な人材の参入促進を図る。

### 2. 事業概要・実施主体

- ① 障害福祉就職を促すパンフレット・動画の作成及び厚生労働省HPへ掲載(実施主体:厚生労働省)
- ② 障害福祉就職フェア等の開催(実施主体:都道府県、補助率:国1/2以内)  
 小中高生、福祉系大学の学生・教員、働く意欲のあるアクティブシニア等を主なターゲットとし、地域の福祉人材センター、ハローワーク、社会福祉法人、企業、学校などの多様な関係団体と連携しつつ、障害福祉の就職フェア等を開催する。

### < 事業イメージ >



令和元年度補正予算:202,800千円 令和2年度予算案:51,600千円

## 1. 事業目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2019」では、ロボット・AI・ICT等、データヘルス改革、タスク・シフティング、シニア人材の活用推進、組織マネジメント改革、経営の大規模化・協働化を通じて、医療・福祉サービス改革による生産性の向上を図ることにより、2040年における医療・福祉分野の単位時間サービス提供量について5%以上向上させることが明記されている。
- 障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、労働環境の改善、生産性の向上、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。（※補助の上限額は1機器当たり30万円、補助率は国10/10）

## 2. 事業内容

- 障害者支援施設等の実情に応じて策定する介護の負担軽減等を図るためのロボット導入計画の実現のために使用されるロボットであって、当該事業を通じた先駆的な取組により、介護業務の負担軽減等に資するものについて、一定額以上のロボットを施設・事業所へ導入する費用を助成する。

## 3. 事業要件

### 【実施主体】

- 都道府県、指定都市、中核市

### 【導入施設・事業所】

- 障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

### 【申請要件】

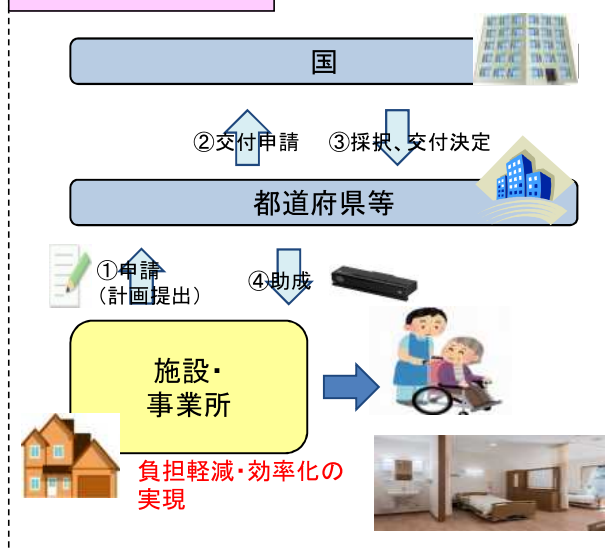
- 介護業務の負担軽減等のためのロボット導入計画の作成（計画の記載内容）

→ 達成目標、導入機種、期待される効果等とし、実際の活用事例を示すことで他の施設等が参考にできるような内容であること。

【助成対象】※ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

- 日常生活支援における見守り等で利用するロボットが対象。

## 4. 事業スキーム



#### 4 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用等について

##### (1) 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と介護保険法との適用関係【関連資料1、2】

我が国においては、自助を基本としつつ、共助が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に社会福祉等の公助が補完する仕組みが社会保障の基本となっている。

このため、あるサービスが公費負担制度でも社会保険制度でも提供されるときは、国民が互いに支え合うために保険料を支払う社会保険制度の下で、そのサービスをまず利用してもらうという「保険優先の考え方」が原則となっている。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で、介護保険サービスが原則優先されることとなるが、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給することや、障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知してきたところである。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日付事務連絡。以下「事務連絡」という。）において、制度の適切な運用について示しているところであり、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障害福祉サービスの利用に関する具体的な利用意向等を聴き取りにより把握した上で、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。

なお、介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは、要介護認定等申請を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申



請について理解を得られるよう丁寧働きかけるよう改めてお願いします。

さらに、特に 65 歳を迎える者については、介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間も考慮して、65 歳に到達する誕生日前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うようお願いします。

その際、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員又は相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

また、指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との一層の連携が図られるよう、

- ・ 相談支援専門員が、利用者に対し必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう介護保険制度に関する案内を行うことや、本人の了解の下、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適切に引継ぎを行うこと
- ・ 介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること

等については、事務連絡で既にお示ししているが、改めてお願いします。

## (2) 新高額障害福祉サービス等給付費について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）により支給対象が拡大された高額障害福祉サービス等給付費（いわゆる「新高額障害福祉サービス等給付費」）については、対象者等が制度内容を正しく理解し、適当な時期に申請が行われることが重要である。

このため、対象者等に対し、制度の概要等について丁寧に説明していただくようお願いする。これらの対応に当たっては、必要に応じて介護保険担当部局と連携し、対象者要件を満たす者の把握に努めていただきたい。

また、新高額障害福祉サービス等給付費については、高額介護サービス費【年額】等との併給調整後に支給を行う場合や、月払いで支給し、高額介護サービス費【年額】確定後に重複支給額の併給調整を行う場合等、市町村の判断により運用していただくこととしているが、いずれの場合においても、申請者に対し、償還のスケジュールについて十分な説明を行い、理解を得られるよう対応されたい。



## 関連資料 1

障企発第0328002号  
障障発第0328002号  
平成19年3月28日  
一部改正  
障企発0928第2号  
障障発0928第2号  
平成23年9月28日  
一部改正  
障企発0330第4号  
障障発0330第11号  
平成24年3月30日  
一部改正  
障企発0329第5号  
障障発0329第9号  
平成25年3月29日  
一部改正  
障企発0331第2号  
障障発0331第2号  
平成26年3月31日  
一部改正  
障企発0331第1号  
障障発0331第5号  
平成27年3月31日  
一部改正

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課長  
障害福祉課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に  
基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）に基づく自立支援給付（以下「自立支援給付」という。）については、法第7条の他の法令による給付又は事業との調整規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付又は地域支援事業が優先されることとなる。このうち、介護給付費等（法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方は次のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

本通知の施行に伴い、平成12年3月24日障企第16号・障障第8号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 1. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について

### (1) 介護保険の被保険者とならない者について

障害者についても、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、原則として介護保険の被保険者となる。

ただし、次の①及び②に掲げる者並びに③～⑪の施設に入所又は入院している者については、①～⑪に掲げる施設（以下「介護保険適用除外施設」という。）から介護保険法の規定によるサービス（以下「介護保険サービス」という。）に相当する介護サービスが提供されていること、当該施設に長期に継続して入所又は入院している実態があること等の理由から、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第11条及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第170条の規定により、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。

なお、介護保険適用除外施設を退所又は退院すれば介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受ければ、これに応じた介護保険施設に入所（要介護認定を受けた場合に限る。）し、又は在宅で介護保険サービスを利用することができる。

- ① 法第19条第1項の規定による支給決定（以下「支給決定」という。）（法第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）に係るものに限る。）を受けて同法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者
- ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定により法第5条第12項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者
- ③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- ④ 児童福祉法第6条の2第3項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
- ⑤ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法

律第167号) 第11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

- ⑥ 国立及び国立以外のハンセン病療養所
- ⑦ 生活保護法(昭和25年法律第144号) 第38条第 1 項第 1 号に規定する救護施設
- ⑧ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) 第29条第 1 項第 2 号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設(同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。)
- ⑨ 障害者支援施設(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号) 第16条第 1 項第 2 号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。)
- ⑩ 指定障害者支援施設(支給決定(生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。))を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。)
- ⑪ 法第29条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号) 第 2 条の 3 に規定する施設(法第 5 条第 6 項に規定する療養介護を行うものに限る。)

## (2) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

介護保険の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合(40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合)には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。また、一定の条件を満たした場合には、地域支援事業を利用することができる。

その際、自立支援給付については、法第 7 条の他の法令による給付又は事業との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者(受給者)である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に

係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を受け、又は利用することが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

① 優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付並びに第一号事業とされている（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第2条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を優先して受け、又は利用することとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援

護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

### ③ 具体的な運用

②により、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない又は地域支援事業が利用することができない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。

ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。）。

### (3) 補装具費と介護保険制度との適用関係

補装具費の支給認定を行う際の介護保険制度との適用関係についても、基本的な考え方は（2）の①及び②と同様であるが、具体的には以下のとおりである。介護保険で貸与される福祉用具としては、補装具と同様の品目（車いす、歩行器、歩行補助つえ）が含まれているところであり、それらの品目は介護保険法に規定する保険給付が優先される。ただし、車いす

等保険給付として貸与されるこれらの品目は標準的な既製品の中から選択することになるため、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目については、法に基づく補装具費として支給して差し支えない。

## 2. その他

- (1) 介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を申請していない場合等は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図られたい。
- (2) 平成18年3月31日以前の身体障害者福祉法等による日常生活用具の給付・貸与事業において、介護保険による福祉用具の対象となる品目については、介護保険法の規定による貸与や購入費の支給を優先して行うこととされていたところであるが、法における地域生活支援事業については自立支援給付とは異なり、地域の実情に応じて行われるものであり、法令上、給付調整に関する規定は適用がないものである。しかしながら、日常生活用具に係る従来の取り扱いや本通知の趣旨を踏まえ、地域生活支援事業に係る補助金の効率的な執行の観点も考慮しつつ、その適切な運用に努められたい。

事 務 連 絡  
平成 27 年 2 月 18 日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企 画 課  
障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について

標記については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日障企発第 0328002 号・障障発第 0328002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知。以下「適用関係通知」という。）でお示しするとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知しているところである。

しかしながら、その運用に関して障害者の個々の実態に即したものとなっていない等の声も寄せられていることを踏まえ、各市町村における具体的な運用等についての実態調査を実施したところである。

本調査結果は別添のとおりであるが、自立支援給付と介護保険制度との適用関係に係る留意事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、管内市町村、関係機関に周知徹底いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いしたい。

なお、本事務連絡については、老健局とも協議済みであることを念のため申し添える。介護保険担当課室へも本事務連絡を情報提供し、適宜、連携を図るようお願いしたい。



## 記

### 1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係について

#### (1) 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について

適用関係通知において、市町村は、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断することとしているが、改めて各市町村においては、適切な運用をお願いしたい。

#### (2) 具体的な運用について

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能であることとしている。市町村においては、当該介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。

また、障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することも考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

### 2. 介護保険制度の円滑な利用に当たっての留意点

#### (1) 障害福祉サービス利用者への介護保険制度の案内について

要介護認定等の申請は、申請に係る者の状態について大きな変更が生ずることが見込まれないということから、65歳到達日（誕生日の前日）、特定疾病に該当する者の40歳到達日（誕生日の前日）又は適用除外施設退所日（以下「65歳到達日等」という。）の3か月前以内に

要介護認定等申請を受理し、65歳到達日等に認定することを運用上の対応として可能としている。

そのため、障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。

その際には、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員から、又は、(3)にお示しする相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

(2) 障害福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内について

介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者にも与えることのないよう、適用関係通知(2)②の場合や③の場合については介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。

(3) 指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との連携について

障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用するに当たっては、障害者が適切なサービスを受けられるよう

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における指定特定相談支援事業所の相談支援専門員がモニタリングを通じて、必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう利用者に対し、介護保険制度に関する案内を行うことや、介護保険サービスの利用に際しては、本人に了解の上、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し、利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適切に引継ぎを行うこと
- ・ 介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること

等必要な案内や連携を行うこと等の周知をお願いしたい。

※なお、ここでいう「指定居宅介護支援事業者等」とは、小規模多機能型居宅介護や介護老人福祉施設のように、人員配置基準において

介護支援専門員の配置が義務づけられている事業者を含むものである。

### 3. 要介護認定等の申請について

介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは、要介護認定等申請を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること。

### 4. 指定障害者支援施設等入所者の要介護認定等について

介護保険適用除外施設である指定障害者支援施設等入所者は、介護保険サービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。一方で、個々の事情に応じて介護保険適用除外施設を退所又は退院することもあり得るが、その場合には介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定等を受けることにより、これに応じた介護保険サービスを利用することが可能となる。

この点、例えば、介護保険適用除外施設からの退所者が介護老人福祉施設等へ入所しようとする場合には、通常、一定の期間を要することから、指定障害者支援施設等の退所日と要介護認定申請の時期の兼ね合いで必要な手続きや調整が円滑に行われにくいという指摘があるが、介護保険サービスの利用を円滑に進めるために、関係者間での密な情報共有や連携を図ることにより、柔軟に対応願いたい。

## 10 障害者の地域生活への移行等について

### (1) 障害者の地域生活への移行について

#### ① 自立生活援助について

平成 30 年 4 月に施行された自立生活援助は、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行うサービスであり、令和元年 10 月時点で、183 事業所（38 都道府県）において、789 人が利用している。

#### 【関連資料 1、2】

自立生活援助の対象者は、障害者支援施設等から地域での一人暮らしに移行した障害者のほか、現に一人暮らしをしている障害者や障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないなど実質的に一人暮らしと同様の障害者も対象となる。

自立生活援助の標準利用期間は 1 年間としているが、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の審査を経て更新が可能である。

自立生活援助は、障害者支援施設等から地域での一人暮らしに移行した障害者が地域生活を継続するために有効なサービスであるとともに、現に一人暮らしをしている障害者等が住み慣れた地域で引き続き生活を可能とするサービスであるため、都道府県並びに市町村におかれては、管内のニーズ等の把握に努めていただくとともに、事業者の指定や支給決定の実施等、自立生活援助の活用を努めていただくようお願いする。

#### ② 地域相談支援について

平成 24 年 4 月から施行された地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）は、平成 30 年の報酬改定において、地域移行実績等を評価した新たな基本報酬（地域移行支援サービス費Ⅰ）や深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）における電話による相談援助を評価した報酬（緊急時支援費Ⅱ）を設定したことから、利用者数が増加傾向にあるものの障害福祉計画における利用見込量を大きく下回る水準で推移しており、都道府県毎の利用実績に大きな差が生じている現状である。【関連資料 3】

地域相談支援の利用実績がない若しくは低調な理由については、複数の要因があると推測されるところであるが、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行は、障害福祉計画における継続した課題となっていることから、都道府県並びに市町村においては、地域相談支援の積極的な活用を検討願いたい。

特に、精神科病院に入院している精神障害者の地域移行に関しては、所

在の確認が難しい事例も散見されるが、国立精神・神経医療研究センターが公開している「地域精神保健医療福祉資源分析データベース ReMHRAD（リムラッド）」を活用することで、精神科病院に入院している方の状況（現在の所在病院・元住所地の市区町村）を検索すること等が可能なので、地域相談支援を必要とする精神障害者に対して確実に支援が届くよう、実態把握に努められたい。【関連資料4】

また、地域相談支援と自立生活援助を組み合わせることで、地域移行する障害者への支援をより効果的に実施することが可能であり、相談支援事業者が自立生活援助を実施する場合は兼務要件等が緩和されているので、合わせて活用を検討願いたい。

### ③ 福祉施設入所者の地域生活への移行について

障害福祉計画における基本指針では、「福祉施設入所者の地域生活への移行」について第1期から継続して成果目標を設定しており、第5期障害福祉計画（平成30年～令和2年度）における目標は、「平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行」としている。

また、第6期障害福祉計画（令和3年～令和5年度）における目標は、地域移行の重要性は変わらないものの、施設入所者の重度化・高齢化等により地域移行者数が減少傾向にあること、一方、障害者の重度化・高齢化に対応するための日中サービス支援型グループホームなど障害福祉サービスの機能強化や地域生活支援拠点等の整備等を踏まえ、「令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行」とする予定としている。

都道府県並びに市町村におかれては、自立生活援助や地域相談支援の活用、グループホームの整備促進、進捗状況の把握等に取り組み、第5期障害福祉計画期間における目標の達成に努めていただきたい。

また、第6期障害福祉計画の策定にあたっては、管内の福祉施設入所者のニーズ等の把握に努め、重度化・高齢化した障害者等で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型グループホームにより常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるよう必要なサービス提供体制の確保が図られるよう留意いただきたい。

## （2）共同生活援助（グループホーム）の利用促進について

### ① 日中サービス支援型グループホームについて

平成30年度報酬改定により創設された「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、また、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されるものであり、令和元年10月時点で、114事業所（36都道

府県)において、1,388人が利用している。【関連資料5、6】

都道府県並びに市町村におかれては、管内のニーズ等の把握に努めていただくとともに、事業者の指定や支給決定の実施等、日中サービス支援型グループホームの活用に努めていただくようお願いする。

## ② グループホームの整備促進について

グループホームは、障害者の地域における住まいの場として大きな役割を担っており、令和元年10月時点の利用者数は12.7万人(介護サービス包括型:11.0万人、日中サービス支援型:1,388人、外部サービス利用型:1.6万人)であり、第5期障害福祉計画の令和元年度末における利用者見込数12.9万人と比較して、ほぼ同水準となっているものの、第5期障害福祉計画(平成30年～令和2年度)においてグループホームの利用見込は今後も増加することから、引き続き、グループホームの整備促進に努められたい。【関連資料7】

## ③ グループホームの防火安全対策等について

グループホームの防火安全対策については、消防法施行令等に基づき、適正に運用されているところであるが、都道府県並びに市町村におかれては、管内の消防署等と連携を図りつつ、関係事業所等に対して適切に指導等を行い、スプリンクラー設備等の設置義務のない場合も含め、グループホームの防火安全体制の推進に万全を期されるようご協力をお願いする。

また、非常災害対策は事業者が日頃から取り組むべき事案であるが、グループホームは障害者が共同生活する住まいの場であり、一つ一つの住居は小規模であることが多いことから、具体的に組みにくいとの声もあるため、都道府県並びに市町村におかれては、利用者の安全確保を第一に考え、グループホームにおける災害発生に備えた取組みの促進を図るようお願いする。

災害発生に備えた取組みの例

- 避難行動要支援者名簿への掲載の調整
- 一時避難場所や福祉避難所への移動経路の確認及び移動訓練 等

## ④ 地域の実状に合った総合的な福祉サービスの提供について

厚生労働省においては、平成27年9月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を取りまとめ、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを総合的に提供する仕組みを構築するという今後の福祉の方向性を示すとともに、平成28年3月に、総合的な福祉サービスの提供を行う上で現行制度において運用上対応可能な事項を整理した「地域の実状に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」を取りまとめている。

その中で、障害者グループホームと認知症対応型グループホームについては、ともに「家庭的な雰囲気の下で生活する住まい」であることから「設

備の共用は可能」であり、一体的に運営することが可能と整理されている。  
都道府県並びに市町村におかれては、これらの趣旨や内容を十分ご理解の上、引き続き、グループホームの適切な運用を図っていただくようお願いする。【関連資料 8】

### (3) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援について

矯正施設等を退所する障害者の地域生活への移行支援については、地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホーム等の福祉施設への受け入れ調整等を実施しており、地域移行支援の対象としている。

また、都道府県地域生活支援事業の「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」を活用することも可能である。

矯正施設等の退所後、グループホームや自立訓練、就労継続支援等において、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、「地域生活移行個別支援特別加算」及び「社会生活支援特別加算」により評価している。

地域生活移行個別支援特別加算の算定実績は、全国的には増加傾向にあるが、算定実績の全くない自治体もあり、地域によって取組状況に差異がみられるため、都道府県並びに市町村におかれては、矯正施設等に入所している障害者の円滑な地域生活への移行に取り組むようお願いする。

#### (参考)

#### 地域生活移行個別支援特別加算の算定実績の推移

	H28年10月	H29年10月	H30年10月	R元年10月
介護サービス包括型	311人	335人	397人	456人
グループホーム	153事業所	160事業所	185事業所	202事業所
日中サービス支援型			3人	4人
グループホーム			3事業所	3事業所
外部サービス利用型	75人	80人	72人	81人
グループホーム	41事業所	42事業所	35事業所	37事業所
障害者支援施設	45人	45人	39人	27人
	24事業所	26事業所	25事業所	18事業所
宿泊型自立訓練	66人	60人	63人	72人
	44事業所	41事業所	39事業所	51事業所
合計	497人	520人	574人	640人
	262事業所	269事業所	287事業所	311事業所

※日中サービス支援型グループホームは平成30年4月創設

※障害者支援施設については、地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)(個人加算)の算定実績

## 社会生活支援特別加算の算定実績の推移

	H28年10月	H29年10月	H30年10月	R元年10月		
自立訓練(機能訓練)	/	/	1人	2人		
			1事業所	2事業所		
自立訓練(生活訓練)			170人	216人		
			61事業所	76事業所		
就労移行支援			33人	50人		
			16事業所	27事業所		
就労継続支援(A型)			21人	27人		
			14事業所	18事業所		
就労継続支援(B型)			145人	248人		
			80事業所	133事業所		
合計					370人	543人
					172事業所	256事業所

※社会生活支援特別加算は平成30年4月創設

### (4) 障害者ピアサポート研修事業について

地域移行や地域生活の支援に有効なピアサポートを担う人材の育成のため、令和2年度予算案(地域生活支援事業)において、自ら障害等の経験を持ち、経験を活かしながら他の障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を行う「障害者ピアサポート研修事業」を創設した。

なお、本事業の実施要綱は既に通知したところであるが、都道府県並びに指定都市は本事業の趣旨をご理解の上、積極的な取組をお願いしたい。

【関連資料9】



# 自立生活援助について

関連資料1

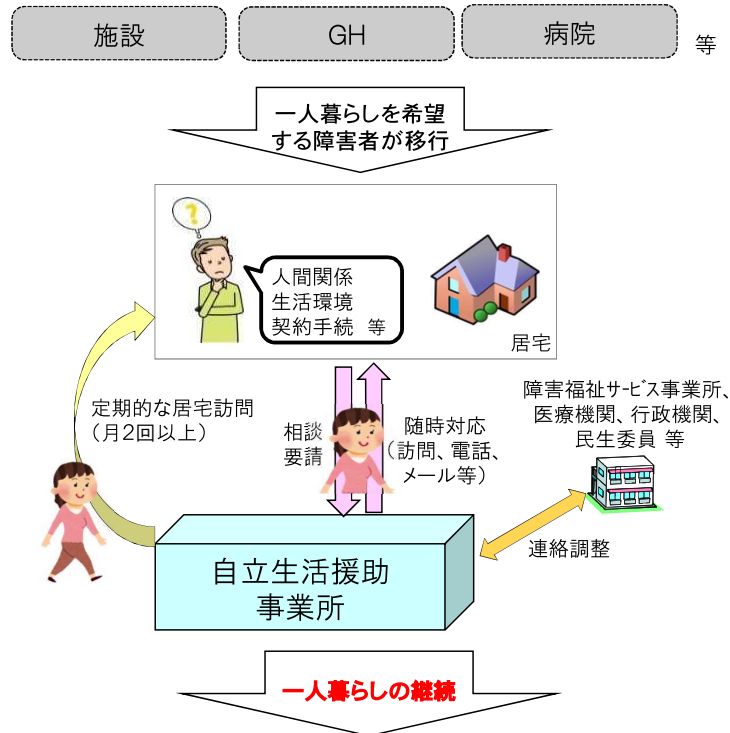
- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。（平成30年4月1日～）

## 対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- 障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

## 支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
  - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
  - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
  - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
  - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）



# 自立生活援助の現状

※令和元年10月サービス提供分(国保連データ)

関連資料2

## 事業所について [183事業所(38都道府県)]

### ○都道府県毎の事業所数

北海道	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県
7	3	1	1	1	4	2	1	8	10	35	11	1	5	9	6	1
静岡県	愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	愛媛県	福岡県	佐賀県	長崎県
7	7	4	2	9	8	1	3	1	3	5	1	1	2	4	1	3
熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県													
4	7	3	1													

## 利用者について [789人]

### ○都道府県毎の利用者数

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県
33	1	15	2	2	7	19	4	4	32	43	176	25	4	13	39	28	3
静岡県	愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	愛媛県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県
28	53	11	12	42	16	3	8	2	11	29	2	2	5	27	8	31	12
大分県	宮崎県	鹿児島県															
31	3	3															

### ○状態毎の利用者数

退所等をしてから1年以内の者	320
上記以外の単身生活者等	469

### ○障害種別毎の利用者数

身体障害	知的障害	精神障害	難病等
55	205	529	0

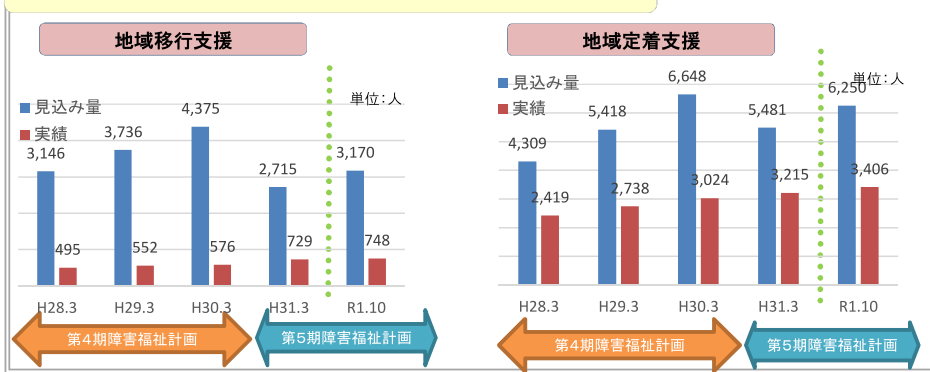
### ○障害支援区分毎の利用者数

区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし
4	14	62	200	263	32	214

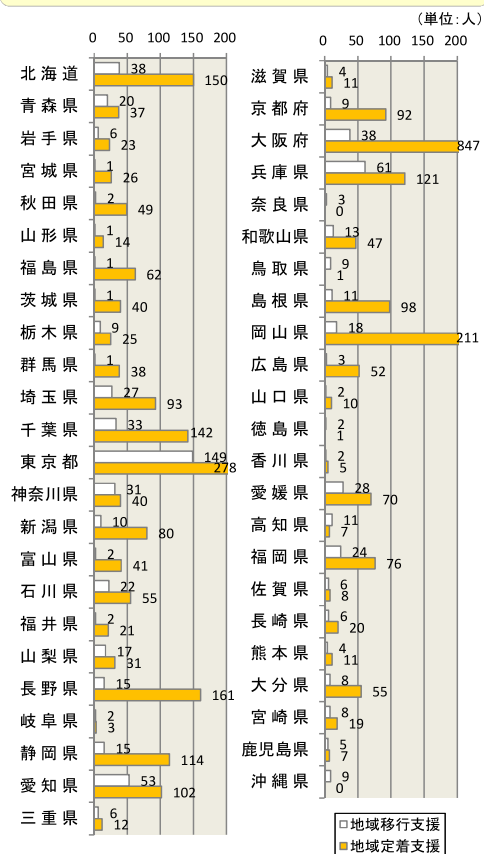
### ○年齢毎の利用者数

18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上
0	8	77	126	204	237	91	46

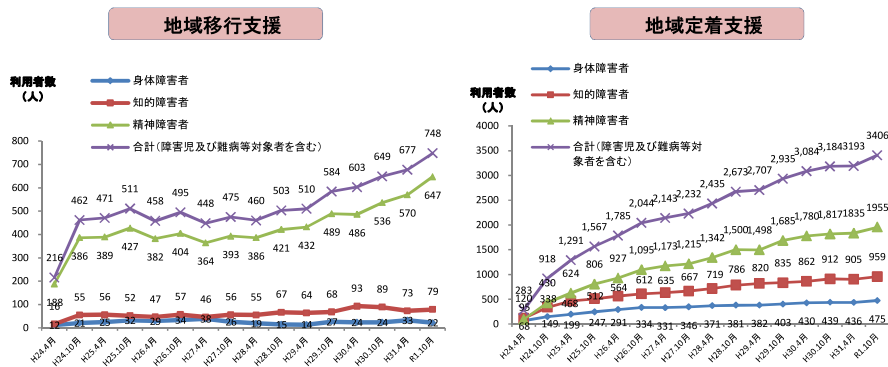
◆ 障害福祉計画における見込量と実績



◆ 都道府県別利用者数 (R1.10)



◆ 障害別利用者数の推移 (H24.4~R1.10)



ReMHRAD(リムラッド); 地域精神保健医療福祉資源分析データベース  
Regional Mental Health Resources Analyzing Database

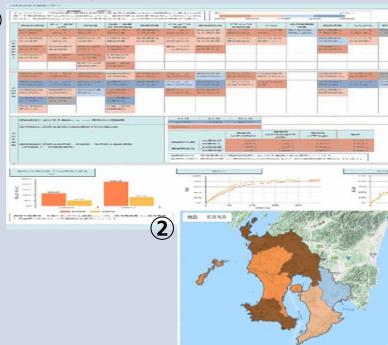
4つのコンテンツからなる地図情報を利用した、精神保健医療福祉上の情報を統合したWeb上のデータベース

4つのコンテンツ

1. 多様な精神疾患の指標 (医療計画)

精神疾患の医療体制についての指標を表示 (主にNDBで把握)

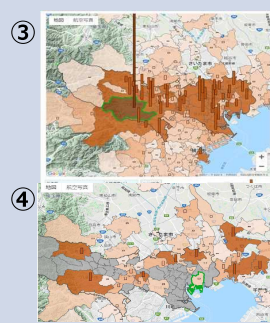
- ① 都道府県別; 指標毎に、全国平均と比べた4分位で表示 (例; 鹿児島県)
- ② 二次医療圏別; 指標毎に、全国平均と比べた8分位で表示 (例; 鹿児島県)



2. 入院者の状況

精神病床の入院者の状況を入院期間毎に表示 (主に630調査で把握)

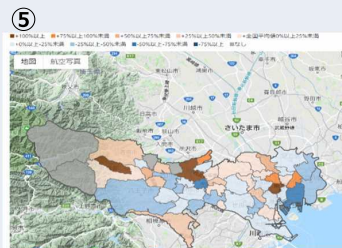
- ③ 自区市町村の医療機関に入院している患者は、どこの住民か。(例; 八王子市)
- ④ 自区市町村に住所がある患者は、どの区市町村の医療機関に入院しているか。(例; 江東区)



3. 地域包括ケアのための資源の状況 (障害福祉・訪問看護)

(主にWAMNETと630調査で把握)

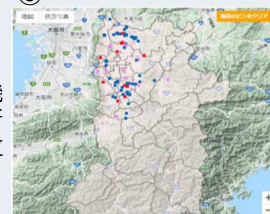
- ⑤ 区市町村別; 障害福祉サービス事業所と訪問看護ステーションの設置数 (人口10万対・実数) を、全国平均と比べた8分位で表示 (例; 東京都)



4. 各社会資源のマッピング (医療機関・障害福祉・訪問看護)

(主に日本医師会地域医療情報システム、WAMNET 及び630調査で把握)

- ⑥ 区市町村別; 精神科医療機関、障害福祉サービス事業所と訪問看護ステーションの位置を表示 (例; 奈良県)

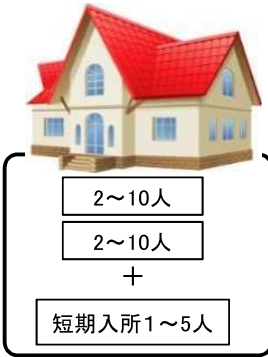


- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

○ 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）

- ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）
  - ※ 世話人の配置が3:1の場合
  - (1) 区分6 1,104単位
  - ： ：
  - ： ：

※ このほか、看護職員を常勤換算で1名以上配置した場合の加算を創設（看護職員配置加算 70単位/日）



- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認める。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

日中サービス支援型グループホームの現状

※令和元年10月サービス提供分(国保連データ)

事業所について [114事業所(36都道府県)]

○都道府県毎の事業所数																	
北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	石川県	長野県	静岡県	三重県
18	3	1	1	1	2	1	3	1	6	6	2	6	1	2	2	6	1
愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	鹿児島県	沖縄県
2	2	3	1	2	4	2	1	2	2	1	3	1	10	1	5	3	6

利用者について [1,388人]

○都道府県毎の利用者数																		
北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	石川県	長野県	静岡県	愛知県	三重県
248	28	8	8	13	24	9	41	8	58	60	59	76	15	15	14	74	15	8
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	鹿児島県	沖縄県		
20	32	46	17	45	17	11	24	33	4	56	27	105	14	51	31	74		

○障害種別毎の利用者数			
身体障害	知的障害	精神障害	難病等
219	783	384	2

○障害支援区分毎の利用者数						
区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし
358	341	337	234	91	7	20

○日中活動サービスを利用する利用者数					
生活介護	自立訓練(機能)	自立訓練(生活)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
828	0	35	8	13	230

○年齢毎の利用者数							
18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上
3	14	155	214	317	342	152	191

## グループホームの利用者数の推移

障害者の地域移行を推進し、地域で安心して生活するため、障害者の住いの場であるグループホームの整備を促進する。

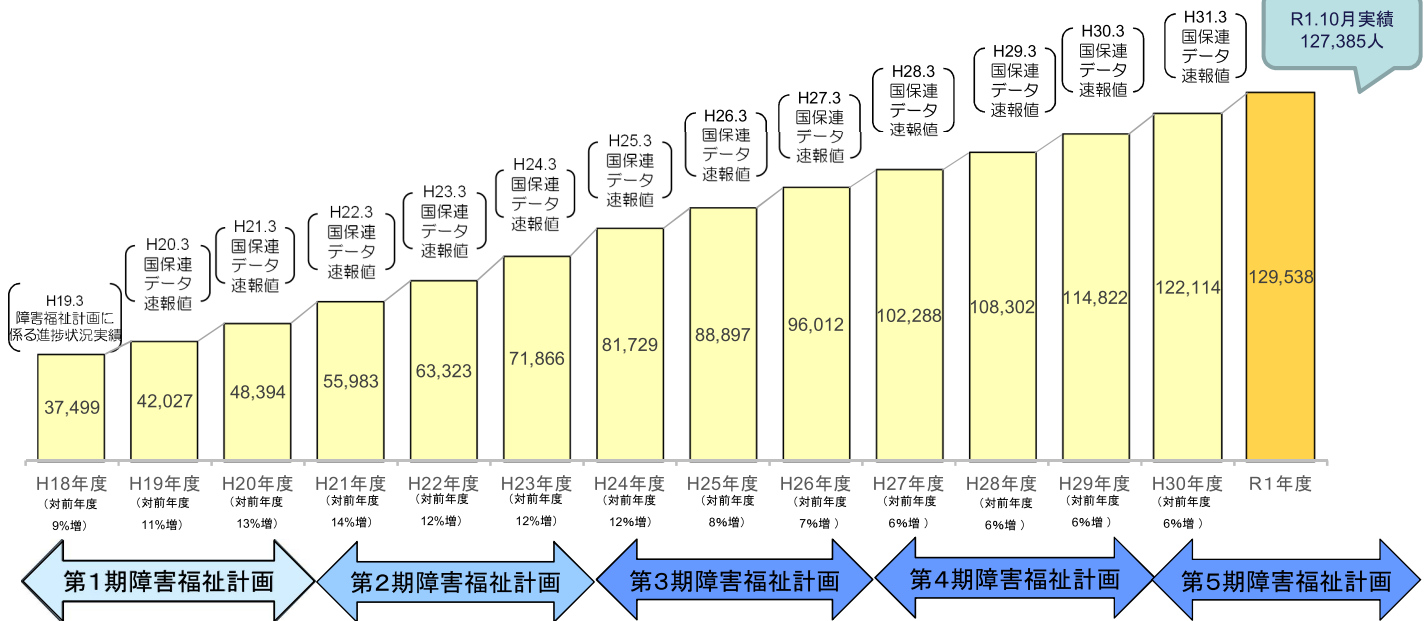
各自治体が策定した障害福祉計画においては、令和元年度に**12.9万人**のグループホーム利用者が見込まれている。

(※平成25年度以前は旧グループホーム・旧ケアホームの利用者数)

実績

見込

提供されるサービスの総量  
(人分)



# 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの 提供に向けたガイドライン

抜粋

※本ガイドラインは、福祉サービスを総合的に提供する上で、  
現行制度の規制等について、現行制度において運用上対応可  
能な事項を整理したもの。

平成 28 年 3 月



## 1. 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供の推進

### (1) 高齢者、障害者、児童等に係る福祉サービスの総合的な提供の意義

厚生労働省は、福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少といった、福祉分野を取り巻く課題に対応するため、局長級のプロジェクトチームにおいて、平成27年9月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（以下「新たな福祉ビジョン」という。）を取りまとめた。

新たな福祉ビジョンは、高齢者、障害者、児童等の対象者にかかわらず、包括的・総合的に支援する仕組みを構築するという今後の福祉の方向性を示したものである。福祉サービスの提供に当たっては、地域の支援ニーズの現状・将来的変動、人口の状況、まちづくりの方針等を踏まえ、それぞれの地域がその実情に合った体制を整えることが重要である。

このため、厚生労働省では、専門性に則って高齢者介護、障害者福祉、子育て支援等の支援を行う方法の他に、複数分野の支援を総合的に提供する仕組みを推進していくこととしている。その基本的な理念は、高齢者、障害者、児童等が集い、誰もが分け隔てなく支え合い、その人のニーズに応じた支援が受けられるという共生型社会の構築である。

また、こうした取組を地域づくりの拠点としても機能させていくことが重要である。各地において、既存の補助金や高齢者、障害者、児童等の各対象者別の福祉制度に基づく福祉サービスを活用することで、高齢者、障害者等を分け隔てなく受け入れ、制度に基づく専門サービスを提供するものから、地域福祉の拠点となり居場所機能を担うものまで、様々なかたちで実施されており、こうした共生型の多世代交流・多機能型の福祉拠点による地域づくりの取組が地域の実情に応じて更に広がることが期待される。

### (2) 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、新たな福祉ビジョンを受け、高齢者介護、障害者福祉、子育て支援等の複数分野の支援を総合的に提供する場合の各福祉制度の人員配置基準、設備基準等に係る現行制度の規制等について、現行制度において運用上対応可能な事項を整理することで、総合的なサービスの提供の阻害要因を解消し、全国で更に取組を推進することを目的としている。自治体においては、本ガイドラインの趣旨を理解し、各制度の人員配置基準、設備基準の適切な運用を行うことで、高齢者、障害者、児童等に係る福祉サービスの総合的な提供を推進することが重要である。また、事業者においても、本ガイドラインを参考に、高齢者、障害者、児童等に係る福祉サービスの総合的な提供を積極的に実施することが期待される。

現行制度において運用上対応可能な事項の整理にあたっては、各地において実施されている多世代交流・多機能型の福祉拠点の取組が、現在、通いや居場所の提供を中心に、泊まりなども含めた形態で行われていることを踏まえ、高齢者、障害者、児童等に対して、通所による居場所の提供や泊まりによる支援を行うことを内容とする福祉サービスにつ



いて、福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービスとして整理を行った。具体的に整理を行った福祉サービスは、以下に挙げたとおりである。

なお、今後も現場の創意工夫の中で、不明点が出てくることは十分に考えられる。このため、本ガイドラインは、今後も必要に応じて見直しを行うこととする。

さらに、新たな福祉ビジョンにおいては、福祉サービスの総合的な提供に向けた各制度の人員配置基準、設備基準の緩和について、必要に応じ報酬改定も視野に入れて、平成28年度から平成30年度までにかけて検討することとしている。

### 【福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス】

対象者	福祉サービス
高齢者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所介護（デイサービス）</li> <li>・ 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>・ 短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>・ 認知症対応型共同生活介護（認知症対応型グループホーム）</li> </ul>
障害者（児）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活介護（デイサービス）</li> <li>・ 短期入所（ショートステイ）</li> <li>・ 機能訓練</li> <li>・ 生活訓練</li> <li>・ 就労移行支援</li> <li>・ 就労継続支援 A 型</li> <li>・ 就労継続支援 B 型</li> <li>・ 共同生活援助（障害者グループホーム）</li> <li>・ 児童発達支援</li> <li>・ 放課後等デイサービス</li> <li>・ 地域活動支援センター</li> <li>・ 日中一時支援</li> </ul>
児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所</li> <li>・ 小規模保育事業</li> <li>・ 家庭的保育事業</li> <li>・ 地域子育て支援拠点事業</li> <li>・ 利用者支援事業</li> <li>・ 一時預かり事業（一般型）</li> <li>・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</li> </ul>
生活困窮者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労訓練事業</li> </ul>

## 2. 高齢者、障害者、児童等に対して複数の福祉サービスを総合的に提供する上で、人員・設備の兼務・共用等が運用上対応可能な事項について

### (2) 高齢者、障害者、児童等の各制度の人員・設備基準について

1 (2) の「福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス」で挙げた高齢者、障害者、児童等の各福祉サービスの人員配置基準、設備基準については、以下の表のとおりである。このうち、高齢者、障害者、児童等のサービスを総合的に提供するにあたり、高齢者と障害者、障害者と児童等、対象者が異なる福祉サービス間で兼務、共用が可能な人員、設備については下線を引いた。

なお、兼務・共用が認められない人員・設備の他、高齢者、障害者、児童等の対象者毎の福祉サービス間においてのみ兼務・共用が認められる人員、設備には下線を引いていない。(例 生活介護における生活支援員：生活介護における管理者と兼務可能、小規模多機能型居宅介護における介護支援専門員等：小規模多機能型居宅介護における他の職務等と兼務可能)

#### 【高齢者等を対象としたサービスの例】

サービス	人員基準※下線は兼務可能な人員	設備基準※下線は共用可能な設備
認知症対応型共同生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>管理者</u>：共同生活住居ごとに1</li> <li>・<u>代表者</u></li> <li>・<u>介護従業者</u>：3：1（共同生活住居ごとに夜間・深夜の勤務を行う者1以上）</li> <li>・<u>計画作成担当者</u>：共同生活住居ごとに1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>共同生活住居</u>：原則1又は2。定員5～9人。<u>居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備</u>等が必要。</li> <li>・<u>居室</u>：定員1。床面積7.43㎡（4.5畳）以上。</li> </ul> <p>※家庭的な雰囲気の下で生活する高齢者の住まいであるため、障害者に対する類似のサービスである共同生活援助との設備の共用は可能。</p>

#### 【障害者（児）を対象としたサービス】

サービス	人員基準※下線は兼務可能な人員	設備基準※下線は共用可能な設備
共同生活援助 ※介護サービス包括型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>管理者</u></li> <li>・<u>サービス管理責任者</u>：利用者30人までは1、以降30人増す毎に1</li> <li>・<u>世話人</u>：6：1</li> <li>・<u>生活支援員</u>：障害支援区分に応じて、2.5：1～9：1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>共同生活住居</u>：1以上。定員2～10。事業所の合計定員4以上。1以上のユニット（1ユニット：定員2～10）が必要。<u>居室、居間、食堂、便所、浴室</u>等が必要</li> <li>・<u>居室</u>：定員1又は2。床面積7.43㎡以上</li> <li>・<u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u></li> </ul> <p>※家庭的な雰囲気の下で生活する障害者の住まいであるため、高齢者等に対する類似のサービスである認知症対応型共同生活介護との設備の共用は可能。</p>



(6) 福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例

(2)～(5)を踏まえ、高齢者、障害者、児童等の各制度を組み合わせる福祉サービスを総合的に提供する際の、人員の兼務、設備の共用ができる事項について、高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスを組み合わせる提供する場合の例を用いて示した。

**【泊まりのサービスを組み合わせる例】**

**例⑦ 認知症対応型共同生活介護（高齢者等） + 共同生活援助（障害者）**

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
<p>○ 管理者、代表者：<b>兼務可能</b></p>	<p>○ 居間、食堂、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備：<b>別々に設ける必要なし</b></p> <p>○ 居間、食堂、台所、浴室、便所、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備：<b>各サービスの利用者が利用可能</b></p>
<p>(参考) サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員  <b>【認知症対応型共同生活介護】</b> 管理者、代表者、介護従業者、計画作成担当者  <b>【共同生活援助】</b> 管理者、サービス管理責任者、世話人、生活支援員</p>	<p>(参考) サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備  <b>【認知症対応型共同生活介護】</b> 居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備  <b>【共同生活援助】</b> 居室、居間、食堂、便所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p>

## 11 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

### (1) 障害者虐待の未然防止・早期発見について【関連資料1】

#### ① 障害者虐待事例への対応状況等

令和元年12月20日に公表した平成30年度の障害者虐待に関する調査結果では、養護者による虐待と判断された件数は平成29年と比較して3.5%の増加(1,557件→1,612件)となり、施設従事者等による虐待と判断された件数は、平成29年度と比較して28%の増加(464件→592件)となっている。

#### ② 通報の徹底及び虐待事案における適切な対応について

施設従事者等からの相談・通報件数が増加傾向にあることは遺憾であるが、その一方で、障害者虐待防止法(以下「法」という)第16条1項に定める通報義務に関する理解が施設従事者等へ深まりつつある状況と考えられる。障害者虐待の深刻化、重篤化を防ぐため、通報義務についての周知を更に徹底するとともに、法第16条4項において、虐待通報を行った職員等への不利益な取扱い等がなされないことについても周知徹底を図られたい。

このため、各都道府県において実施される障害者虐待防止研修における障害者福祉施設管理者等の研修受講を勧奨するとともに、研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対しては、改めて研修受講の徹底を図られたい。

また、報道等で明らかになる重篤な虐待事案が散見されることから、市町村においては事業所に対する適切な事実確認を実施するとともに都道府県等においては、市町村と連携して適切な権限行使を視野に入れた指導をお願いしたい。

さらに、LGBTのような性的指向・性自認を持つ虐待を受けている障害者について、当該障害者の多様な特性に配慮した上で、本人の意思や人格を尊重した適切な措置が講じられるよう、各都道府県においては、事業者や市町村に対して周知を図られたい。

### (2) 令和2年度障害者虐待防止・権利擁護指導者研修について

令和2年度障害者虐待防止・権利擁護指導者研修については令和2年11月17日・18日の2日間、埼玉県所沢市の国立障害者リハビリテーションセンターで開催する予定である。詳細については決定次第、別途連絡を行うので、適任者を推薦いただく等、ご協力をお願いする。

### (3) 障害者虐待防止対策支援事業について【関連資料2】

令和2年度の予算(案)における障害者虐待防止対策支援事業(地域生活支援促進事業)については、市町村虐待防止センター及び都道府県権利擁護センターにおける専門性の高い職員の配置等による体制の整備、地域の行政機関や専門機関、住民等との連携協力体制の強化、その他研修や普及・啓発事業を行えるよう引き続き必要な予算を確保することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

# 障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、  
平成24年10月1日施行)

## 定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
  - ① 養護者による障害者虐待
  - ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
  - ③ 使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
  - ① 身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
  - ② 放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
  - ③ 心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
  - ④ 性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
  - ⑤ 経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

## 虐待防止施策

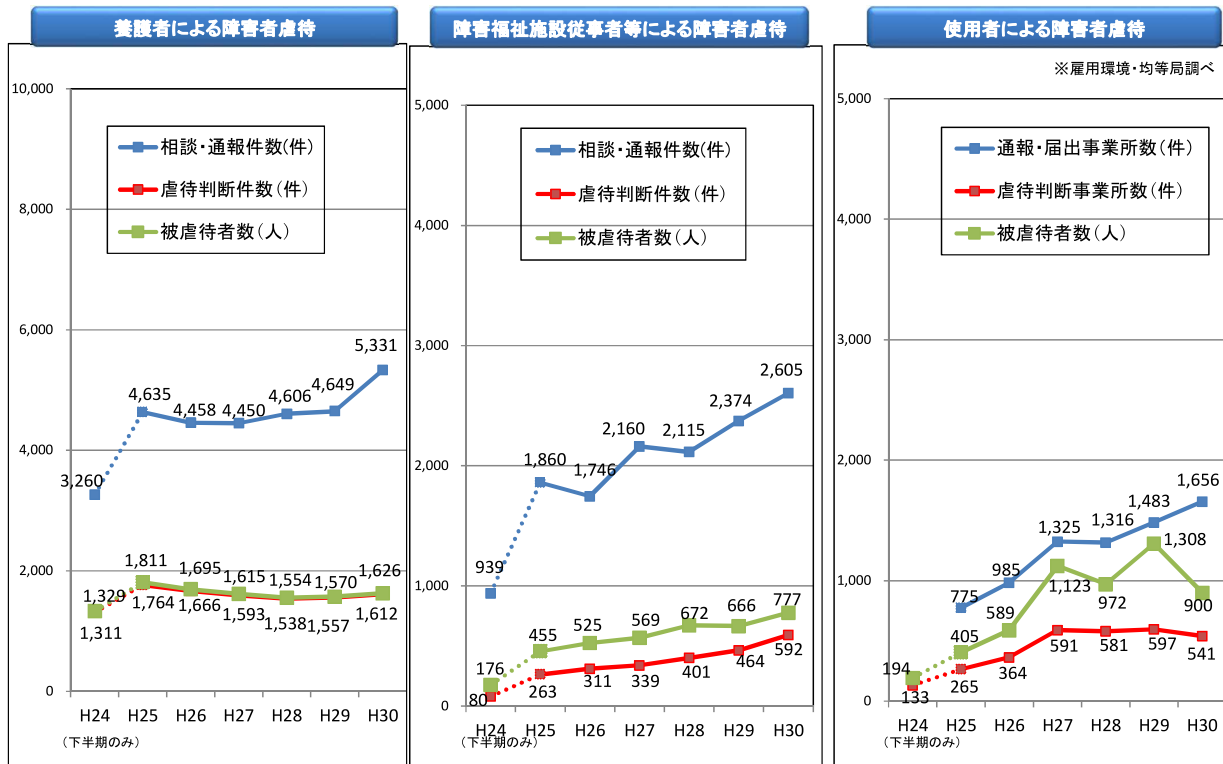
- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的なスキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p><b>【市町村の責務】</b> 相談等、居室確保、連携確保</p> <p><b>【スキーム】</b></p> <p>虐待発見 → 市町村 (通報)</p> <p>① 事実確認 (立入調査等) ② 措置 (一時保護、後見審判請求)</p>	<p><b>【設置者等の責務】</b> 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p><b>【スキーム】</b></p> <p>虐待発見 → 市町村 (通報) → 都道府県 (報告)</p> <p>① 監督権限等の適切な行使 ② 措置等の公表</p>	<p><b>【事業主の責務】</b> 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p><b>【スキーム】</b></p> <p>虐待発見 → 市町村 (通報) → 都道府県 (通知) → 労働局 (報告)</p> <p>① 監督権限等の適切な行使 ② 措置等の公表</p>

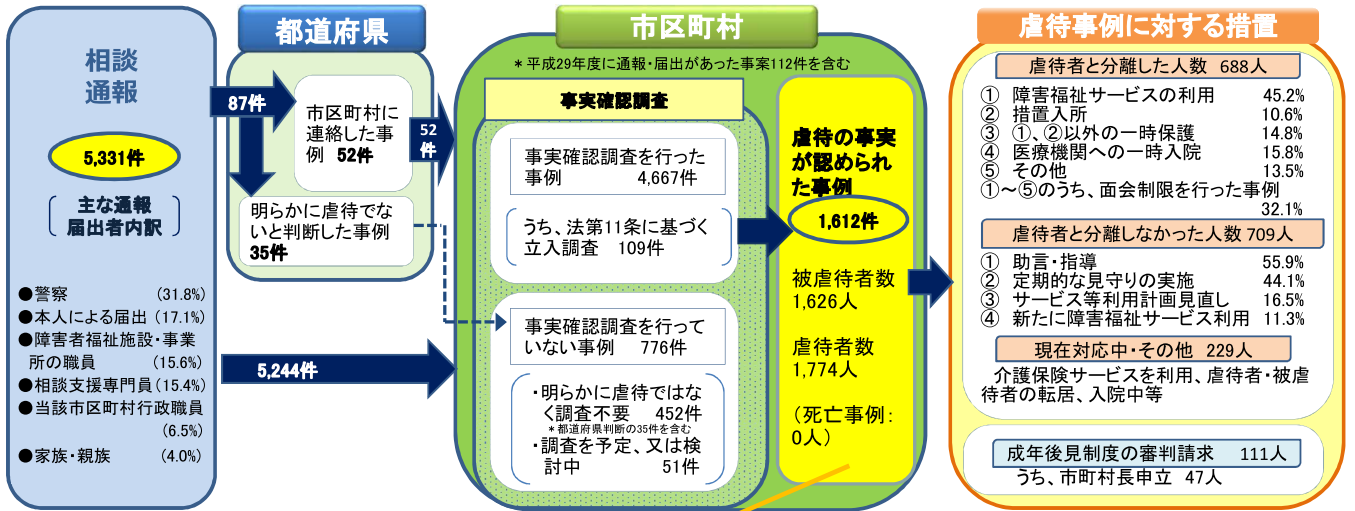
- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

## 障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

注: 平成24年度のデータは下半期のみであり、経年比較としては平成25年度から平成30年度の6ヶ年分が対象。



## 平成30年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



**虐待者(1,774人)**

- 性別: 男性(62.2%)、女性(37.8%)
- 年齢: 60歳以上(40.0%)、50～59歳(24.0%)、40～49歳(18.4%)
- 続柄: 父(24.4%)、母(24.3%)、夫(12.6%)、兄弟(12.5%)

**虐待行為の種類(複数回答)**

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
63.6%	4.0%	29.4%	14.6%	21.2%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

虐待者が虐待と認識していない	45.6%
家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	43.0%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	25.9%
虐待者の知識や情報の不足	24.8%
虐待者の介護疲れ	22.0%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	19.2%

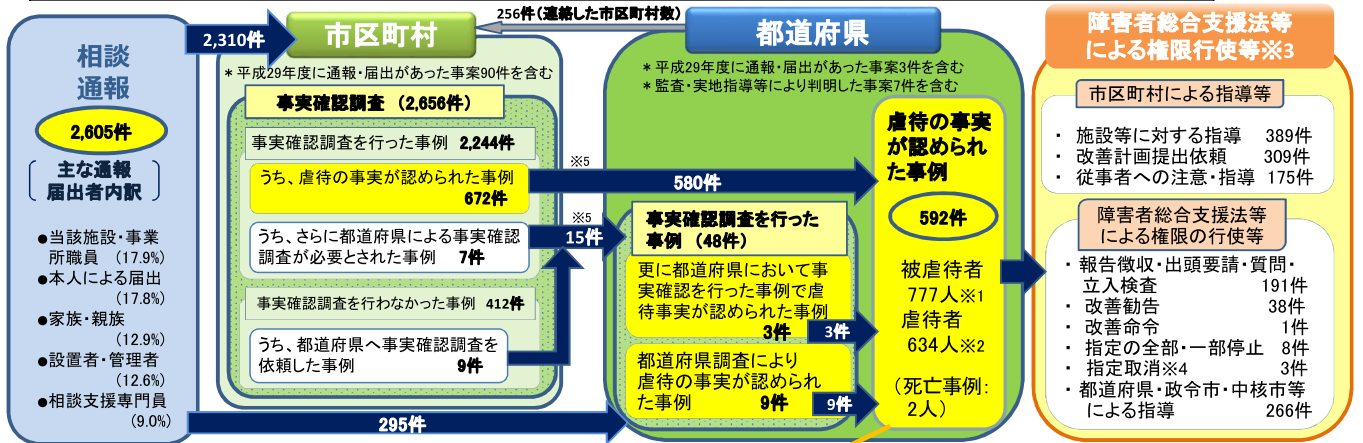
**被虐待者(1,626人)**

- 性別: 男性(35.2%)、女性(64.8%)
- 年齢: 20～29歳(22.1%)、40～49歳(22.1%)、50～59歳(19.8%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
19.7%	53.0%	36.7%	3.3%	1.9%

- 障害支援区分のある者 (55.7%)
- 行動障害がある者 (26.7%)
- 虐待者と同居 (84.4%)
- 世帯構成: 両親と兄弟姉妹(14.8%)、両親(12.8%)、配偶者(9.0%)、母(8.8%)、単身(8.7%)

## 平成30年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



**虐待者(834人)**

- 性別: 男性(70.5%)、女性(29.5%)
- 年齢: 60歳以上(18.5%)、50～59歳(17.5%)、40～49歳(15.3%)
- 職種: 生活支援員(42.3%)、その他従事者(10.3%)、管理者(9.5%)、世話人(7.1%)、サービス管理責任者(4.9%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.1%
職員のスレスレや感情コントロールの問題	57.0%
倫理観や理念の欠如	52.8%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	20.4%

**虐待行為の種類(複数回答)**

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.7%	13.3%	42.6%	5.7%	7.1%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	138	23.0%
居宅介護	16	2.7%
重度訪問介護	6	1.0%
行動援護	1	0.2%
療養介護	15	2.5%
生活介護	106	17.9%
短期入所	17	2.9%
自立訓練	2	0.3%
就労移行支援	4	0.7%
就労継続支援A型	37	6.3%
就労継続支援B型	74	12.5%
共同生活援助	89	15.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	2	0.3%
移動支援事業	4	0.7%
地域活動支援センターを運営する事業	7	1.2%
福祉ホームを運営する事業	1	0.2%
障害発達支援	4	0.7%
放課後等デイサービス	70	11.8%
児童相談支援事業	1	0.2%
合計	592	100.0%

**被虐待者(777人)**

- 性別: 男性(65.6%)、女性(34.4%)
- 年齢: 20～29歳(18.8%)、40～49歳(18.1%)、～19歳(18.0%)、30～39歳(14.5%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%

- 障害支援区分のある者 (67.1%)
- 行動障害がある者 (32.3%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の18件を除く574件が対象。  
※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった52件を除く540件が対象。  
※3 平成30年度末までに行われた権限行使等。  
※4 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。  
※5 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない

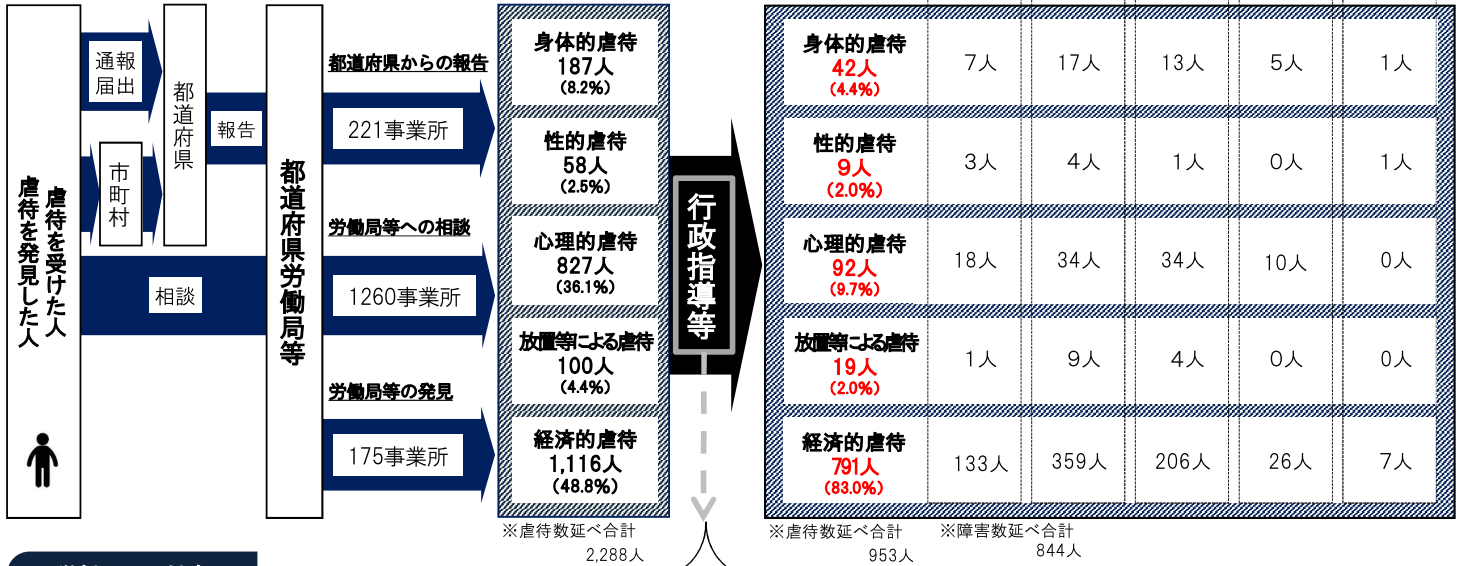
# 平成30年度における使用者による障害者虐待の状況等

## 通報・届出

○通報・届出が寄せられた事業所 **1,656事業所**  
○通報・届出対象の障害者 **1,942人**

## 虐待が認められた事業

○虐待が認められた事業所 **541事業所**  
○虐待が認められた障害者 **900人**



## 労働局での対応

○労働局で行った措置 **920件**

※平成30年度以前に通報・届出が寄せられた事業所を含む。

労働基準監督署	公共職業安定所	労働局 雇用環境・均等部(室)	
<b>労働基準関係法令</b> に基づく指導等(賃金未払等) <b>797件(86.6%)</b> 〔うち最低賃金関係 517件(56.2%)〕	<b>障害者雇用促進法</b> に基づく助言・指導等 <b>89件(9.7%)</b> (いじめ、嫌がらせ等)	<b>男女雇用機会均等法</b> に基づく助言・指導等 <b>11件(1.2%)</b> (セクシャルハラスメント等)	<b>個別労働紛争解決促進法</b> に基づく助言・指導等 <b>23件(2.5%)</b> (その他)

## 障害者虐待防止対策関係予算

関連資料2

○障害者虐待防止対策支援事業(地域生活支援促進事業)

令和2年度予算案：6.1億円  
令和元年度予算：6.1億円  
平成30年度予算：4.9億円

### 1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

### 2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

#### ① 虐待時の対応のための体制整備

例：24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問の実施

#### ② 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施

#### ③ 専門性の強化

例：医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析

#### ④ 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

#### ⑤ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

**3. 実施主体** 都道府県及び市町村

**4. 負担率** 市町村実施事業：負担割合 国1/2、都道府県1/4 都道府県実施事業：負担割合 国1/2

○障害者虐待防止・権利擁護事業費 令和2年度予算案：11,794千円(①3,434千円、②8,360千円)

### 1. 事業内容

- ① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施
- ② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析

**2. 実施主体** 国(民間団体へ委託予定)



岡山県 保健福祉部  
保健福祉課 指導監査室

TEL 086-226-7917、7918

FAX 086-226-7919

MAIL [shidokansa@pref.okayama.lg.jp](mailto:shidokansa@pref.okayama.lg.jp)